

午前10時01分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○18番（堀本博行君） それでは、通告に従って質問を進めてまいりたいと思います。

朝一番の質問というのは、最近になってちょっと気合いがなかなか入りにくいのですが、気合いを入れて質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めに、朝見川河口土砂と中島橋についてということで質問を進めていきたいと思います。

これも、近年、ゲリラ豪雨等々における異常気象といえますか、そういった雨の降り方等々でもおわかりのように、また、先般の台風12号での、これまた台風が自転車並みのスピードで最悪の事態が起きております。報道によりますと、これまで判明した死者の数は、和歌山県で17名、奈良県で4名、全国では死者27名、行方不明53名という、一つの台風でかなりの犠牲が出ております。また、台風被害としては、2004年の台風23号で死者・行方不明98名、これ以来の最悪の事態となったというような報道もされております。

その中でも深層崩壊とか道路の寸断、3,600名の方々が孤立をする、鉄砲水が出る、こういったふうなものも報道されておりましたけれども、特に先般テレビでも放映をされておりました三重県の紀宝町、ここの堤防が輪中堤という、ちょっと聞きなれない言葉なのですけれども、これは2006年、川の名前も相野谷川という川に、1997年台風9号が襲ったときに、この相野谷川の水位が9.05メートルまで上がった。これを参考にして国土交通省が9.4メートルのいわゆる輪中堤という堤防をつくった。こういうふうな形でございまして、安全神話がここにもあったわけです。この輪中堤が、今回の台風で水位が10.5メートル、9.4メートルの輪中堤の堤防を大きく越してしまった。また、いわゆる輪中堤という堤防があるというふうなことで、さっきも申し上げました安心という、そういうふうな神話といえますか、そういうふうに皆さんが思っていて避難がくれたというふうなことも言われておりました。この輪中堤というのは、テレビでもありましたけれども、堤防の間にガラス張りで川が見えるようになって、すごくモダンな堤防であったというふうな報道もされておりましたけれども、これが決壊をしたというふうなことでありました。

今回の3.11からいろんな災害が起きていますが、すべてが「想定外」という言葉で片づけられております。この想定外というふうなことでいろんな災害というものが発生をしております。先ほども申しましたけれども、雨の降り方、ゲリラ豪雨といえますか、私も何回か遭遇したことがあります。車に乗っていて、8月福岡に行って、帰りがけにちょうど高速を走っていたときに20分ほどゲリラ豪雨といえますか、ワイパーを最大限に合わせても前が見えないという、こういうふうな、よくバケツをひっくり返したといえますか、このバケツの量そのものも大分違う、大きなバケツをひっくり返したようなという、これまでにない雨の降り方。昔のようにしとしと、ぴちゃぴちゃという雨が、最近、そういえば余りないな。雨のときは、晴れた空の中から、先般の8月もそうでした、福岡で。8月、帰るときに、弟の家から帰るときに車に乗って出て、高速に乗った途端に、青空だったのが、雲が一気に真っ黒になって、それで土砂降りのいわゆるゲリラ豪雨が降ってきたということでありました。

先般、監査で実は出張に行ったときも、これも羽田で夕方の飛行機でありましたけれども、実際5時過ぎの飛行機だったのですが、4時ぐらいに羽田に向かう途中に、それまで

晴れていた天候が、羽田に着くや否や、それこそ真っ黒な雲がどっと覆ってきて、それで土砂降り、いわゆるゲリラ豪雨に襲われて、5時半ぐらいの飛行機だったのが、飛んだのが9時前という、こういうふうな経験もさせていただきました。

こういうまさに今までにない想定外の雨の降り方、特に朝見川周辺、河口周辺は、朝見川そのものが御案内のとおり過去2度決壊をした歴史があります。こういったふうなものもありますし、台風、大雨、それから満潮、そういったものが重なったときに、これは最近、朝見川の河口辺を見ると、満潮時に水面がかなり上がっています。のぞくと岸まで1メートルあるかないかぐらいのところまで満潮時はずっと上がっています。その原因としてよく言われるのが堆積土砂、かなり河口から土砂が詰まってきて、それが水面を上げていくというふうなことで、近隣の方々とお話しすると、そういうふうなことも言っておりました。

以前は、何年かに1回この土砂、とって来ていた。ところが、最近、全くそういうふうな気配もないというふうなことで、こういう天候の状況等々も含めてこういうふうなもの対策の一つとして、いわゆる堆積土砂の撤去、これをぜひ早急にやってもらいたいと思います。その点、まずお伺いをしたいと思います。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

議員御指摘の朝見川は、大分県管理の2級河川であります。早速現地で堆積場所や土砂量の状況を確認して、管理者である別府土木事務所に堆積土砂のしゅんせつを強く要望したいと思います。

○18番（堀本博行君） それからもう一つ、市営住宅、高層住宅の下にある、中島橋があります。この橋が最近、最近というか以前から台風になると通行どめになります。地元の方々に言わせれば、この橋はもう危ないのだ。中を見て、ひびが入っておるぞ、こういうふうな言い方をして、危ないから通行どめにするのだというふうなことを皆さんは言っております。この橋もそういう近隣の方々が言っているような状況であります。この橋についても早急に対応策を講じていただきたいと思います。この点もお願いします。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

中島橋は、国道10号線朝日橋より一つ上流にかかる浜脇地区と南地区を結ぶ主要な橋梁で、昭和46年にかけられましたコンクリート製の橋で、約40年が経過しております。別府市では、平成21、22年度で市が管理している166の橋梁の簡易及び詳細点検が完了し、現在、この点検作業をもとに橋梁長寿命化計画を立てております。この中島橋は、詳細点検の結果、海に近いこともあり、塩害による被害の疑いがあるひび割れ等が橋脚部分に多数発生していることが確認されております。この点検結果より、修繕補修工事の優先順位も高いと思われるため、今後、長寿命化計画に基づき補強工事を行っていきたくと考えております。

○18番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この河川、特に橋については、朝見川の下流からずっと上流まで20近くの橋がかかっています。この橋そのものもしっかり点検をしていただきたいと思いますということと、一つは、台風のためごとに通行どめにするというような、これは安全確保のためというふうなことなのでしょうけれども、あれを通行どめされるということだけで、皆さん方は、もうこの橋は危ないというふうな、そういう認識でありますので、ぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。特に河川の堆積土砂の撤去、これは県でありますし、橋の場合は市であります。この二つ、いつごろになりますか、実施時期は。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

朝見川の堆積土砂撤去につきましては、早急に市長名で別府土木事務所の方へ要望書を提出し、できるだけ早く対応してもらおうようにお話をお願いしようと思っております。

また、中島橋の補修につきましては、今年度策定する長寿命化修繕計画結果を基本とし、次の定期点検の時期、おおむね5年以内の早い時期に補修する必要があると考えております。また、本事業の予算は、国の交付金事業となるため、長寿命化計画に沿った予算配分をしていただくように、県を通して国に要望していきたいと思います。

○18番（堀本博行君） できるだけ早い実施を強く要望しておきたいと思います。

それでは、次に、ゆめタウンの件について若干やり取りをさせていただきたいと思いません。

これは、昨日、河野議員の方から質問がございまして、市長の答弁もいただきました。そういった状況ではありますが、あえて私の方からも少し質疑をさせていただきたいと思いますが、平成18年、市長御自身が出直し選挙をやりまして、それからもう5年になります。私も、さまざまな経済状況等々もありますが、これはなかなか難しいですよというふうに申し上げてまいりました、これまでも。それで、私は、できるのであればこれ、市長選が終わった平成18年から取りかかって、5年たった現在でもうできていけば、本当にイズミさんも当初はやる気だったのでしょうかけれども、こういった経済状況もありますが、できるのであればもうできているというふうにも思っております。この5年間、いろんなことが、イズミ側から別府市を見たときにさまざまな問題が、いろんなことがありました、これまで。また、当方からも、市としてもイズミに対する要望等々も、いろいろこれまでも市長が強く要望した経緯もあるわけではありますが、現実的にはなかなか実現に向けての可能性というのは非常に薄くなっているなというふうな気もいたします。

また、去年の9月のときも、このゆめタウンの問題をちょっと取り上げさせていただきました。あの当時は、まだ市長が実質3期目の名のりを上げていなかったもので、市長、もうあと半年ですよというふうに申し上げました。本気でやるならもう一回あなた選挙に出よというふうなことも申し上げた経緯がございすけれども、選挙が終わってもう半年たちました。現実的には、よもや来期またもう一回やるぞというようなことはなかろうかとは思いますが、あと3年半というふうな期間しか残っていないわけでありす。そういった中で、私もこのゆめタウンの問題のときに、このいわゆる項目、シネコンとかエスカレーター、それからワンコインバス、これは市長、あなたはやるまでこれを言い通して、できなくてもやるまで言い通してやるしかないですよというふうな思いもありました。

いろんなそういったふうな思いもあったのですけれども、現実的に先般、実は私、きのうも首藤先生の方からお話がありました。南部の議員連盟というのを我々なりに立ち上げて、旧南小学校跡地、ここも視察をして、その後に松原の1階部分、ここも視察をさせていただきました。このときに、もうここも実質できて10年、全くさまざまな形でいろんなイベントもちょこちょこはありましたけれども、現実的にはここは全く手つかずの状態、こういった状態でありす。職員の皆さんと懇談する中で、ここを、市長、ゆめタウンに何か使ってもうおうよというふうな話も出ました。そういうふうなことも含めてこのゆめタウンとの協定書、きのうもお話が出ていましたけれども、この協定書の中を改めて――御存じのとおりですけれども――この最後の方のその他の項に、第12条、市及び会社は――これはイズミですよ――信義に従い誠実にこの協定を履行し、この協定書に定めのない事項について約定する必要があるとき、またはこの協定書に定める事項について疑義があるときは、その都度協議の上決定をするものとする、こういうふうにあります。協議の上というふうにあります。私は、民主党のマニフェストではないのですけれども、実際、この経済状況の中で条件を整えよというのは、条件は何かといたら、これは財源ですから、とりもなおさず。お金がないということです。そういったときに、できる当たりのないものをこの3年半、市長が主張し続けるのか、ここでもう一回見直しをしていただいて、それで、では何ができるのですか。まさにオール・オア・ナッシングといいますが、

すべてをやりながら、主張しながら何もできないのか。それとも、ここでもう一回カウントを戻してこういうふうなこと、きのうもいろいろ出ていましたけれども、エスカレーター、これが今、現実的に必要なかどうか、あのビルの前に。ワンコインバスが、可能性があるのかどうか。またシネコンが、別府につくって、今の時点でつくって、これが必要性があるのかどうか。こういったことを考えたときに、もう一回考え直して、実質的に、では何ができるのかということ、例えばこの協定書にあるように、疑義があるときは協議をするというふうなことで、こちらはこちらの立場として、例えば阿南副市長ぐらいが先頭になって、それから向こうは向こうでそれなりの立場の人に来ていただいて、早急にこういった何ができるのかということ、協議の場を持つべきであるというふうに私は思うのでありますけれども、その点はいかがでしょうか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

大変貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。昨日も23番河野議員の方からも同様の御提言もいただきました。私どもとしては、あくまでも立地協定書がある以上、これに沿った形での計画というものを協議しておりましたが、社会状況を含めて変わってきております。今、議員が言われましたように、市長の方からも、内部で早急に協議をなささいという指示をいただきましたので、そういうことで協議をさせていただき、また議会の方にも御報告、そしてまた御協力もいただきたいと思います。ありがとうございました。

○18番（堀本博行君） 昨日、河野議員が、当時賛成をした議員に責任がある、このような発言がありました。私は、反対をした議員にも責任があると思っています。それなりの立場で、その当時はそれぞれのスタンスで自分の信念に基づいてそれぞれ動きました。また、議場でもいろんな発言をさせていただきました。しかしながら、もうしっかりこのイズミの進出については決着がついております。決着はついておりますが、現実的にいわゆる協定書の問題は、しっかり残っているわけでありまして。この残っている問題について、我々はそれを解決する責任もあると思っていますし、これがもしこのまま、私は前回も申し上げましたけれども、これはこのまま市長が3年半で例えば終わったとしたときに、この協定書は有形無実の存在になる。これはもう間違いありません。そういった意味でぜひそういう方向転換といいますか、ぜひそういうふうな形のことを考えていただきたいと思います。ことと、昨日、市長御自身が重大な決断をするときが来るというふうにおっしゃっていました。その重大な決断をするときが、私は今だと思っています。ぜひ早急に決断をしていただいて、交渉に取りかかっていたいただきたい、このことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、固定資産税、それから市民税のことについて質問させていただきたいと思えます。

まず、固定資産税の件については、これは実は私の近所にマンションがあります。このマンションの管理人さん、それから役員さん等々から3カ月ほど前、「堀本さん、ちょっと相談があるのだが」というふうなことでお話をいただいて、早速出向いてお話をお聞きいたしました。昭和50年代にできたマンションであります。今、一向に固定資産税が下がらないということで、説明を求めに何回となく役所に出向いて担当課に説明を求めているわけですが、納得のできる説明をいただけないというふうなことから、その後も何回となく担当課とお話をさせていただく中に私も同席をさせていただきました。私も、この税の問題というのは非常に不得意といいますか、なかなかわかりにくいので大変な宿題をいただいたなというふうな苦慮もしておったわけでありましてけれども、自分なりにいろいろその筋の人に聞いたりとかいうふうなことをさせていただきながら、そういうふうなものを進めながら担当課とのお話もさせていただきました。話が進むにつれて納得のいか

ないところが私にも出てまいりましたので、その都度いろいろとお話を担当課とさせていただきます。

特にこの計算方法についても、この場で言ってもなかなかわかりづらいのでありますけれども、再建築費評点数、例えば税をはじき出す方法ですよね。再建築費評点数掛け上昇率掛け経年減点補正率掛け1点単価、これを全部掛けて現在の評価額が出るわけでありませぬ。出た評価額は、前回の評価額と比較をして数値の低い方が決定額になる、このようなことも、それで、これが税額になるというふうなことも勉強しました。

こういつて聞いている方はなかなかわからないと思うのですが、こういうふうな計算方法等々、なかなか税の計算方法というのは難しくてわかりにくい。だからこそ、わかりにくいからこそ、また丁寧に丁寧に説明責任というものが、固定資産税にかかわらず、いろんな形で苦情が来た人については説明をする説明責任というものがあります、担当課には。

そういうふうなことでこのマンションの方々とは幾度となくお話をさせていただいておるわけでありませぬけれども、この管理人さんそのものというのは本当にまじめな方で、それで、「何で私がここに来るか、堀本さん、わかりますか」と言うから、いろんな話をする中で、「私は、そのマンションの総会のときに皆様から聞かれるのです。何でうちのマンションは下がらないのですか、こういうふうに関わり詰められるのです。だから私は聞きに来るのです」、こういうふうに関わりかけです。それで聞きに来てお話を聞いても、自分が納得できない。何でこうなるのですか。この数字の根拠は何ですかと言っても説明がないというふうなことが、ずっと延々続いておったわけでありませぬ。

このようなことから、まず担当課として納税者に対する説明責任、これをどう考えているのか、これが1点。それともう一つ、これまで異議申し立て、この数年で構いません、あったかどうか。この2点、まずお答えください。

○課税課長（工藤将之君） お答えいたします。

ただいま、議員から御指摘のあった件については、課税課といたしましても真摯に受けとめておりまして、改めて説明責任の重要性について深く認識しているところであります。さらには、課税課における説明責任のあり方も抜本的に見直し、改めて職員に指導するなどいたしまして、説明方法ができるだけわかりやすくなるように、より一層の改善に向けて課を挙げて努力していきたいと考えております。さらには個別の納税者の方々との協議の中で、できるだけ誠実かつ懇切丁寧に、できるだけわかりやすく説明をするように職員に注意しまして、可能な限り納税者の方々への御納得がいただけるように努力してまいりたいと考えております。

○課税課参事（安藤紀文君） お答えいたします。

これまで異議申し立てがあるのかという御質問だと思いますけれども、家屋の価格、これは評価額になりますけれども、家屋の価格に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出が可能であり、価格以外に関して不服がある場合は、課税庁に対して異議申し立てができることとなっております。すなわち固定資産課税台帳に登録されている評価額について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日後60日までに固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができることとなっております。

在来分家屋——これはすでに建築されている家屋でございませぬけれども——については、評価替え年度、新增築分家屋については、課税が始まる年度に審査の申し入れをすることができることとなっております。

また、評価額以外の事項について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

なお、過去5年間の固定資産評価審査委員会への審査申し出状況につきましては、土地に関するものが1件、家屋に関するものが4件の合計5件の審査申し入れがありました。審査結果といたしましては、棄却2件、一部認容1件及び取り下げ2件という内容でございます。

- 18番（堀本博行君） 説明責任については、今、課長がおっしゃったような、答弁どおりに今後ともしっかりと、今の答弁のとおり説明をしていただければこういうことは起こりませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この計算方法は先ほども申し上げましたが、この計算方法そのものも、再建築費評点に上昇率を掛けて算出をするというふうになっています。この上昇率というのが、先ほどのマンションの管理人さんもおっしゃっていましたが、何で別府はこんなに上昇率が高いのですか。この上昇率というのは、いわゆる物価上昇率というふうなものにも、それぞれ資材とか、そういったものすべてを含めた上昇率なのでありますけれども、私もわからないなりにこの上昇率の勉強、勉強というか、ちょっと調べさせていただいたのですが、御案内のとおり固定資産税そのものは3年に1回評価替えがあるわけでありまして、その中で全国一律のいわゆる基本となるこの上昇率、これが39年以降ずっと並んで、3年ごとに並んでおります。

それから、大分県内の市の議員にお願いをして調べていただいた経緯もあるわけでありまして。どこも例えば昭和42年、45年、48年、51年、ずっと1.2、1.00、1.40、1.30、1.10、これが全国の基準です。そして、周辺の市なんかにすると、例えば昭和42年1.2の場合は、周辺の市は1.10というふうに、ほぼ全国並みの上昇率の率がずっと一緒なのですね。一緒なのですから、別府市は、非木造の上昇率を一覧表でもらっておりますが、例えば昭和57年、全国の基準が1.24、それからほかのところも1.24、1.25という、こういうレベルのときに、別府が2.05、こういう数字であります。先ほど申しましたように、いわゆる計算をするときに、先ほど申しました数値そのものに1.2を掛ける数字と2.05、ほぼ倍の数字を掛けると、当然のことながらこれは計算したらわかるわけでありまして、倍以上にはね上がるわけですが、数値そのものが。そういったふうなことを幾ら、私の理解不足もあるのでしょうかけれども、この上昇率がなぜこうなるのかということがよくわからない。それで、何回もお尋ねするのですが、なぜ別府の上昇率はこんなに高いのか、このことをまず答弁してください。

- 課税課参事（安藤紀文君） お答えいたします。

上昇率とは、市町村ごとに標準家屋を選定して、東京における物価水準を基礎に定めた新旧の再建築費評点数の変動割合を基礎にした乗率であります。平成12年度までは上昇率が国の固定資産税評価基準に定められていなかったことから、市町村ごとに標準家屋を選定して新旧の再建築費評点数の変動割合を求め、各市町村の裁量で上昇率を決定することとなっております。現在、再建築費評点数の求め方として、3年間の基準年度ごとの上昇率を求め、建築当初の再建築費評点にその上昇率を乗じて評点数を求め、次回以降の基準年度においては、前回算出した現在再建築費評点数に3年間の上昇率を乗じて、次回以降の現在再建築費評点数を求めるといった方法等、各基準年度において最新の基準年度までに経過してきた3年ごとの基準年度の上昇率を掛け合わせた結果を、建築当初の再建築費評点数に乘じて、現在再建築費評点数を求めるといった方法がございます。

いずれの方法も上昇率による事前修正を行う方式である乗率比準方式であります。別府市においては、従来から後者による上昇率を採用するという事務取り扱いを行ってきたものであります。したがって、数値を単純に比較した場合は、表示上は別府市の上昇率は高いようにも見られますが、現在再建築費評点数は同様の結果となります。

- 18番（堀本博行君） なかなか答弁を聞いても、わかりにくい答弁でございます。最後

の2行、「したがって、数値を単純に比較した場合、表示上は別府市の上昇率は高いようにも見られますが、現在再建築費評点数は同様の結果となります」という、この2行を、ああ、そうかなというふうに納得をする以外にないというふうになるわけでありませう。この上昇率そのものを、これは専門家ならこの答弁を聞いて、なるほどなとってわかるのでしょうかけれども、なかなか庶民の我々はわかりにくいというふうにもなるわけでありませうが、先ほど申しました税額を出す一覧表。先ほどのマンションの件をちょっと触れさせていただきます。

これは、先ほども答弁の中で、今ございました、平成12年度までは上昇率が国の固定資産税評価基準に定められていなかったことから、市町村ごとに標準家屋を選定して云々というふうな形の御答弁がありました。12年度までは独自でいわゆる上昇率の基準を決められていたというふうになっているわけでありませうけれども、現実的に平成15年からはどういうふうになるか。ちょっと、15年からどうなるか、まず説明してください。

○課税課参事（安藤紀文君） お答えいたします。

議員御指摘の15年度以降の上昇率という御質問だと思いますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、平成12年度の評価替え基準年度までについては、市町村独自の裁量で最終的には上昇率を決める。ただ、平成15年度以降の上昇率、これは最終的に国の方からの通知で再建築費評点補正率という形で、国の方が一律に決めてこの上昇率を決めてきている。したがって、平成15年、18年、21年度の評価替え基準年度におきましては、全国統一化されてきました。この理由としましては、各地方の標準的な家屋を選定するのに非常に苦労してきた、そして、各自治体の事務量を勘案して、国の方がそういう方式に変えるという通知に基づきまして、別府市の方においても国統一の上昇率を使用しているということでございます。

○18番（堀本博行君） わかりやすく言えば、このマンションのことで申し上げれば、現実的に平成15年の決定額を出すに、いわゆる平成12年の現在再建築費評点数、この数値に平成15年度、国から出された0.96といういわゆる上昇率を掛ける。掛けて、今年度の現在再建築費評点数というのを出す、それから計算が始まる、こういうふうになっています。それで、先ほど言ったうちの近所のマンションの一覧表を説明のために担当課がお渡しをしておりますが、この中でこの数値に対する、先ほど申しました現在再建築費評点数に、これが836万150という数字がありますが、これに0.96を掛けると、現実的には802万5,744という数字が、これも先ほど申したように計算機をたたけばわかるのです。ここに全く違う数字が入っているのです。714万7,212という数字が入っています。

また、このデータは平成15年度の評点数、これに平成18年度は0.95を掛けた数字ではじき出して、それから決定額を求める。同じように平成21年も、この出た数値に平成21年は1.04、これを掛けた数値をはじき出して、それから決定額を求めるというふうな形になっています。ところが、この0.96、0.95、1.04を掛けても、そこに入っている数字は、全く違う数字が入っている。こういうふうなことで、その担当の管理人さんが、当局に、この数字の根拠は何ですかと聞きに行きました。答えがありません。そういうふうな流れの中でこの15年、18年、21年決定額、いわゆる税額が決められて決定をされています。いわば税額が決定されている根拠そのものが危ういということになります。このことについて、幾ら当局に説明を求めても出てきません、答えが。こういうことそのものがやっぱり不信に感じる。間違った数字を根拠に税が算出をされている。特にそういった流れの中でこういうことがわかってきたわけですね。こういうことについて当局はどういうふうに思われますか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

議員御指摘の件につきましては、建築費の上昇等が続いた過去の状況などを総合的に勘案した上で、在来分の家屋との均衡を図るために税務税制上、裁量的判断によるものと思慮いたしております。

なお、私どもといたしましても、議員御指摘の件につきましては、今後の税務行政に十分反映させていきたいというふうに思っております。

○18番（堀本博行君） 特にこのマンションの住民の皆さん方というのは、みんな高齢者です。そして、まじめに税金を払っています。年金の中から払い続けて、納得のできないまま一生懸命、別府市民のこれが義務だと言いながら、年金を削りながら細々と生活をしながらお払いをしているというふうな現状があります。もっと言えばこういう方々というのは、本当にこれまで幾ら不満があってもなかなか、高齢でもあるし声が上げられない、こういうふうな立場の方々であるということをご認識していただきたいと思っております。

それと、もう一つ言えば、税金というのは一円でも安い方がいいわけでありまして、この数字の根拠は何ですかと聞かれたときに説明ができない。これはいかがなものかというふうに私も思って、若干の怒りを感じながらこの質問をさせていただいておりますが、副市長、今後とも私も注視をしていきたいと思っておりますし、このことについては今後ともしっかりと改善をしていただきたい、このことをまずお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ市民税について、またちょっと税金のことばかりで議場が暗くなっているのですけれども、大変申しわけないのですが…。

これも私の友人から相談を受けたのでありますが、差し押さえであります、私の友人が、実はパチンコ屋でパートと申しますか、若い青年なのですけれども、働いて、給料が振り込まれた。もう半年ぐらい前になります、「堀本さん、うちの息子が給料を全部差し押さえられておるのだ」と言うわけですよ。だから、「そうか。給料差し押さえ、そういうことはないはずだ」というふうなやり取りをして、現実的に担当課とこれも話をさせていただいた。それで担当課に、「給料というのは押さえられるのか」と言ったら、「押さえられます」。その根拠は何かと申したら、「要するに給料というのは、給料をもらって振り込んだ時点で預貯金です。預貯金は押さえられるのです」、こういう論法です。普通、例えば給料をもらって、給料袋で昔はもらって、その給料を差し押さえるには、それぞれ法に基づいて、残すものは残して4分の1ぐらいしか押さえられないという法律がありますが、預貯金になると、今どき給料袋でもらっている人なんかいません。給料を給料袋でもらって母ちゃんに渡すなんか、自分が給料をもらってというふうなことは、ほとんど、どんなアルバイトでも、どんなパートでも全部振り込みです。そうなったときに、これを全部差し押さえるという、こういうふうなことについて若干の問題提起も含めて質問をさせていただいたわけですが、預貯金を押さえる。これは平成21年度でも22年度でも構いませんが、預貯金を押さえた件数、1年間の。それから押さえるまでの事務処理の流れ、それから決裁はどなたの決裁なのか。この二つ、まずお答えいただけますか。

○収納課長（平松純二君） お答えいたします。

まず、預貯金の差し押さえ件数でございますが、21年度決算で88件となっております。

それと、差し押さえするまでの事務処理の流れでございますけれども、まず収納課の職員、我々徴税吏員として滞納整理をする権限を与えられておりまして、徴税法や国税徴収法に、その法律に基づいて日々滞納整理をしているところでございます。この法律の中に、納税者が税金を納期限までに完納しない場合、その納税者に対して納付の請求をしなければならないとなっており、この請求が督促で、この督促は、納期限後20日以内に督促状という書面によらなければならないとなっております。また、この督促状を発送した日から起算して10日を過ぎた日まで税金を完納しない場合、このときは財産を差し押さえる

ければならない、こう規定されておりますので、この規定を準用して滞納処分の手続きを行っておりますが、御存じのように税金は自主納付が原則となっておりますので、催告書や差し押さえ予告書と、電話でお願いをしており、いろいろな形で行うわけですが、そういうものを行いながら自主納付をお願いしているところでございます。それでも完納の見込みがない滞納者に対しては、財産調査を行って、換貨できる財産が判明次第、差し押さえをしているところであります。

なお、この差し押さえの決裁については、部長決裁となっております。

- 18番（堀本博行君） 経緯はよくわかります。県内のある市にもいろいろお聞きをしてみました。給料とおぼしき、別府市内は……もう答弁要りませんが、預貯金、これは徴収員の皆さん方は、銀行に行って調べれば、すぐ調べられるわけで、どこから振り込まれたということもわかるわけですから、その件数が平成21年度は24件というふうにおっしゃっていました。この24件の中で、ある市なんかの場合は、別府市もよく聞けば同じようなことをやっているようではありますが、まずロックをします、いわゆる給料そのものをロックします。ロックをして、電話がかかってくるまで待ちます。電話がかかってくるまで、来ていただいて、そこで分納のお話をするというふうなことであります。その担当の課長が、ある市の課長が言っていました。預貯金をいわゆる差し押さえるというのは、非常に勇気が要ります。預貯金を差し押さえるというのは、その人にも生活がありますから、こういうふうにするわけですね。だから、税法上の幾ら給料があるかにもよるわけですが、最低1人10万円、扶養があれば、一人それプラス4万5,000円という、これは必ず残しますというふうなことを言っていました。

それまでの経緯はよくわかります。この経済状況の中で滞納する。それは市民の方々からいえば、税金は食べてから先の話だというふうな思いもありますし、そういうふうなことから勘案して、ぜひこれは問題提起の一つとして質問させていただきましたけれども、実際、ではその子どもたちが、差し押さえられた人がどういうふうな動きになるかということ、結局やっぱり借金になるのですね。中にはサラ金に行ったりとか、こういうふうな形で悪循環になってしまうというふうなことから、ちょっと丁寧な徴収方法というふうなことを、もう一回改めて協議をしていただいて、これは強く要望におさめておきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、子ども手当を後回しにさせていただいて、その次の脳脊髄液減少症、これについてちょっとやり取りをさせていただきたいと思ひます。

この病気そのものが、最近病名として医学界の中で立証されてきつつあるという、こういう病気なのです。それで、これも非常に特殊な病気でありまして、なかなか、大分県の中津ですか、宇佐ですか、先般の裁判でやった、この病気の子どもの裁判がテレビに出ておりましたけれども、まず担当課にお伺ひします。脳脊髄液減少症という病気は、どういう病気ですか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ、転倒事故などによる体への衝撃等によって脳脊髄液が漏れ続け、減少することで多種多様な症状を引き起こすものです。頭痛やめまい、耳鳴り、不眠、ふらつきなどさまざまな症状が見られます。現時点では、統一的な診断基準や治療法につきましては確立されておらず、現在でも専門家によって医学的解明が進められている状況でございます。

- 18番（堀本博行君） その中で、治療法というのが、どういうのがありますか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

この疾患は、先ほども申しましたけれども、まだ解明されていない部分が多く、今後の

研究により治療法などが進歩すると思われませんが、現在の治療では、脳や脊髄を覆う硬膜の外側に自分の血液を注入するブラッドパッチ療法が有効とされており、この治療は、血液が凝固する性質を利用して、髄液の漏れているところを防ぐというものでございますが、保険適用外のため、入院費用を含め高額な費用がかかるという状況でございます。

- 18番（堀本博行君） ありがとうございます。そういうふうな病気でございます。この病気そのものが、全国的には約30万人というふうに言われています。中でも、自分がその病気であるかどうかわからないいわゆる潜在的な患者、これが100万人というふうに言われております。この病気は先ほども説明をいただきましたけれども、脳脊髄液から髄液が漏れるという病気。それは、例えば交通事故、追突事故、それから運動による体に対する衝撃、さまざまな衝撃、そういったものによって髄液が漏れ出すという、こういう病気です。この病気が発生したときに起こる症状というのが、頭痛、極度の頭痛といいますが、こういう頭痛、耳鳴り、それから目まい、首や腰の痛み、手足のしびれ、吐き気、視力の低下、倦怠感、記憶力の低下等々が、これはさまざまな症状が出ますので、これが脳脊髄液減少症であるという認定がなかなかできないという、こういったふうなこともあります。

先般、私もこの九州の責任者の方とお話をさせていただきました。この症状というのは、大体どういう感覚ですか、この病気そのものは。「堀本さん、お酒を飲まれますか」と言うから、「大好きです」と申し上げたら、「極度の二日酔いがあるでしょう。二日酔いするときというのは、頭が上がらなくて、むかむかして、立っておるのもやっとなで、寝て横になっていると幾らかいいという、これが永遠に続くことです。お酒を飲む方はわかるでしょう。そういう病状です」。だから、これがなかなか、職場とか学校でもそうです。学校の子もたちの中にもこの脊髄液減少症というはおるやに言われておりますが、それがこの減少症であるということがなかなか判明されない。職場でもなかなか、例えばこういうふうな症状であれば仕事を休んだりとかしますから、怠け者だとか、そういう烙印を押されるという、こういうふうないわゆるデメリットといいますが、こういうふうな形があります。

その中で先ほど御答弁をいただきましたブラッドパッチ療法という、自分の血液を脊髄に注入して、血液が凝固するというふうな特性を生かして、そこで血液で漏れをとめるという、こういうブラッドパッチ療法という方法なのですけれども、これもやっている医者とやらない医者と、何かさまざまいらっしゃるようでありますし、大変大きな問題は、これが保険適用がなされていないということで、うちは、党としてこれを今推進しております。ぜひ保険適用に向けて推進をしたいと思っておりますが、これは特に学校現場の教育委員会の皆さん方は、この病気を少し勉強してもらいたいと思います。こういう病気があるということで、先ほど申しました中津、宇佐だったかな、轟さんだったかな、娘さんが21になって子どもが生まれていましたけれども、高校生の時代にこの病気ですずっと悩まされて、今、裁判の模様も出ておりましたけれども、これが理解をなかなかされないというふうなことがありますので、特に教育委員会は、この病気についてはしっかり勉強していただきたいと思っておりますし、これは知っている方は御存じだとは思いますが、私も余り知らなかったもので、勉強のためにこの質問を上げさせていただきました。

これは理解と周知のために大分県それから大分市、ホームページを開いています。県下ではこういうところで治療ができますよとか、そういうふうな詳しいホームページを開設しておりますが、ぜひ別府市もよりすばらしいホームページを開設していただきたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

国においても、現在も研究が継続されており、国や医学界の動向などを見ながら、ホームページ等におきまして病気についてお知らせするとともに、大分県が県内で脳脊髄液減

少症の診療が可能な医療機関を公表しておりますので、あわせてホームページなどにより医療機関や相談窓口の紹介等を対応していきたいと思っております。

また、保健センターでは、脳脊髄液減少症についてのリーフレットを設置し、広報しております。

- 18番（堀本博行君） ありがとうございます。ぜひそういうふうな形で推進をしていただきたいということ、教育委員会は、ひとつまた、答弁は要りませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、あと三つほど残してしまいましたが、時間があと3分しかありませんので、3分残して、私の質問を終わります。

- 11番（国実久夫君） 通告に従って、質疑していきたいと思ひます。

その前に、4年前の12月議会で市長が答弁をされています。その引用をさせていただきます。その議事録を、まず読ませていただきます。

「先ほどの人工芝のサッカー場の件で、池田議員初め長野議員からも強い要請があったことは、もうしっかりと記憶しております。財政が厳しい状況でありましたが、リースという、初めてのリース契約というような形で人工芝をすることができました。おかげでこの1年間、すばらしい大会を誘致いただきまして、いろんな大会が誘致できたこと、経済効果もありまして、この場を借りてお礼を申し上げたい。それと、また、野球場につきましても、いろいろと御指摘をいただきました」云々とありまして、最後の後段でありますけれども、「観光立市を標榜する本市としては、また、ONSENツーリズムを推進する考え方に基きまして、幅広く総合産業としてとらえた中では、私はこのスポーツ観光、一人でも多くのお客様が訪れるように、スポーツの分野でもスポーツ観光にもしっかりと力を入れていきたい。そういう意味で観光客誘致に結びつけることが重要であるという認識のもとで、これからもスポーツ観光に向けて、野球場を含めていろんな意味で第2期計画、ナイター設備と室内練習場を将来に向かって必ずやっていきたいと思ひます」。将来に向かって必ずやっていきたいと述べられております。

私は、議員になって8年5カ月。振り返ってみますと、実に運のいい市長だなと思ひております。野球場の建設にいたしましても、市有地に隣接して民間所有地がありまして、なかなか難しい問題でありましたけれども、浜田市長の要請ならと貴重な浄財をいただいででき上がりました。

ゆめタウンにしても、いい、悪いは、将来判定されると思ひますけれども、我々南部議員としては、10数年間野ざらしにされた埋立地が立派なスーパー、百貨店、集客能力のある輝かしい店ができて喜んでおります。

また、私や先輩の河野議員が要望しましたパークゴルフ場につきましても、難しい問題がありましたけれども、浜田市長の願ひで、寄附をいただいで、またでき上がる、実現していく。一つ一つの要望がクリアされております。

そこで、まず実相寺野球場につきまして、質問いたします。

私は、息子を津久見の高校野球まで行かせました。その息子の息子、私の孫ですけれども、中学校1年になりまして、オリオンズという硬球の野球部に入部しました。そういう縁あって、どうしても熱い血が騒ぐのでありますけれども、この実相寺球場、道路側の防球ネットが何とか完成しました。もう一つ危険と言われた鶴見台中学校の防球ネットはいつごろ完成するのか、教えてください。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

鶴見台中学校側の防球ネットの設置の工事につきましては、平成27年度を予定としております。

- 11番（国実久夫君） 市長、今答弁で27年度と言われました。27年度ということは、

市長の任期3年半、今23年ですから、任期中は無理なのかなと危惧しております。

実相寺球場のナイター設備と防球ネットにつきましては、野口議員からもありまして、市長も答弁いただきました。私は、ちょっと違う質問をしていきたいと思っております。

ナイター設備、防球ネットの設備については、その費用が幾らぐらいかかるのか、また答弁の中で補助金が少ない等々を言われました。まず、費用の面から、どのぐらい算定しておられるのかお教えてください。

○公園緑地課長（上村雅樹君） お答えいたします。

実相寺市民球場の方でございますが、ナイター照明それから防球ネットの事業費とこのことですが、ナイター照明の事業費は約7億6,000万、それから防球ネットの事業費が約1億6,000万、これを合わせますと約9億2,000万となります。ナイター照明につきましては、国の補助事業の対象となりますが、防球ネット、これにつきましては既存のものがあり、補助対象外となり、市の単独事業となります。

このナイター照明それから防球ネットの整備につきましては、工事期間2カ年を要するというを考えております。

○11番（国実久夫君） 市長、なかなか単費では難しいと思っております。国の補助事業、この国の補助事業については、我々手に負えないことなのですけれども、市長、国会議員を動かしてでもこの補助事業を持って帰っていただきまして、早急に、市長の言われましたように2期工事、完成してほしいと思っております。

そこで、実相寺球場と市民球場の施設の利用料金についてですが、現在一般の利用者では1時間あたり市民球場では2,100円、実相寺球場は630円と、3.3倍の差があります。高校生では2.8倍、小学生に至っては4倍の施設利用料金の差があります。以前は実相寺球場で練習していた硬式野球については、安全性を考え施設利用料金が高い市民球場で練習をせざるを得ない状況になっております。中学校の部活動と同様に、青少年の健全育成を目指して活動している硬式野球部につきましては、保護者の負担軽減のために実相寺球場での簡単な練習を認めていただくことと、市民球場を利用する際の減免について、ぜひ検討していただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

現在、硬式野球の練習につきましては、飛球が外に出るという周囲の安全性を考慮したときに、基本的に市民球場で練習をお願いしておるところでございます。ただ、昨年度、硬式野球部からの要望等を受けまして、管理している別府市総合振興センターとも協議をいたしまして、市民球場を利用する場合には減免措置をとるということや、実相寺球場における練習につきましては、指導者のシートロックなどルールを守っていただいた上でティーバッティング、トスバッティングまで認める方向で進めております。

また、鶴見台中学校側の防球ネットが完成いたしました折には、再度協議してまいりたいと考えております。

市民球場の利用料金が確かに高額であります。これにつきましても、今後も引き続き関係機関と協議をしてみたいと考えております。

○11番（国実久夫君） 市長、私は高校で野球をやっております。3年間グラウンドで硬式野球をやりました。その鶴見丘というグラウンドの中に、当時サッカークラブというのはなかったのですけれども、ラグビー部、陸上部、女子のバレー等、混合で同じ時間でやっておりました。でも、一度も事故というのはなかったのです。大人の社会になりまして、事故があれば補償問題ということでより慎重になって、ああでもない、こうでもない、危ない、してはいけない、あれをしてはいけない、これをしてはいけない、立場が違ったらそうなるのかもしれないけれども、おらかな気持ちで伸び伸びと育つ少年野球、育てていただきたいと思っております。

それでは、次に、実相寺多目的グラウンドの整備について。

これもまた、私はグラウンドゴルフをやっている関係で協会の顧問をしております。この多目的グラウンドを無償で利用させていただきまして、年に四、五回大会が催されております。そのたびに会長等幹部は、そのグラウンドの海側、東側なのですけれども、草を刈ったり、でこぼこを直したり、苦勞しております。でこぼこがあっても同じ条件なのですから、それはそれで楽しいのですけれども、やはり草がぼうぼうとなると、女性はやっぱり不利です。手首を悪くする場合があります。また、凹凸あれば転んでけがをする可能性もあります。もうすぐ市長杯もあります。どうか高齢者の楽しみでありますグラウンドゴルフが有意義に利用できるように何とか整備できないものか、お願いいたしたいと思えます。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをいたします。

多目的グラウンドにつきましては、南東部分は水はけが悪いということから、平成20年度に集水管の設置工事、それから大きな石が多いということで、22年度にその石を取り除く工事というところをやってきたところでありますが、きちんと整地をすることが必要であると考えております。全面的な整備になりますと、グラウンド全体の暗渠の工事が必要となったり、あるいは一昨日、人工芝の敷設の件もございましたが、予算の面で多額になったりというようなことで、今後も関係各課と協議していきたいと考えております。

グラウンドゴルフをなさる高齢者の方々に、最後にトンボをかけていただくとかいうふうな御迷惑をおかけしていることを、おわび申し上げます。

○11番（国実久夫君） よろしく申し上げます。

次にいきます。

市長が、市長選の折に、近いうちに別府観光港多目的広場が使用できる、いろんなイベントができるすばらしい広場ができ上がる。それで、私も楽しみにしておりました。23年3月に工事が完成し、同5月1日から供用開始ができるようになっております。使用開始になっておまして、別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例並びに同施行規則を定めております。使用料につきましては、営業、販売、募金などの行為や競技会や展示会などの催しをする場合など、使用許可が必要となる場合において料金を徴収しております。同条例第7条第1項により、使用区分別にも定めております等、いろいろ課長から書類をいただきました。

グラウンドゴルフ、県の協会長が、県大会も誘致したいな。2,000人、いや、それ以上かもしれない。それで、この使用料金を調べましたら、1平米20円、2万平米ですから40万。とても誘致できるような使用料ではない。この広場できて、もう4カ月半です。利用された経緯は見当たりません。私も、あの芝生に立ちまして、広いのはうれしいし、いいことだ。でも芝生の高さ、これではグラウンドゴルフはできない。スポーツというのは、グラウンドゴルフだけではない。サッカー、ラグビー、難しい問題もあります。でも、グラウンドゴルフをするようなときには何とか減免、そういう措置はできないのかお尋ねします。

○都市政策課長（坂東良昭君） お答えします。

別府国際観光港多目的広場は、都市公園であります上人ヶ浜公園に隣接していることから、都市公園と同じ使用料、料金の設定をしておるところでございます。

また、条例第7条第2項、施行規則第5条において、使用料を減免できることとなっております。市が主催する行事に使用する場合は免除、市が共催する行事に使用する場合は50%の減額、学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設が使用する場合は免除として取り扱いをしております。

なお、広場の附帯施設として給水口及びコンセントがございますが、この使用料につき

ましては、減免の対象とはしておりません。

- 11番（国実久夫君） せっかくでき上がった施設であります。有効利用をお願いして、次の質問にいきます。

野口原総合運動場についてですが、ソフトボール場の外野部分は雑草を取り除いていただき、芝生を残していただいているらしいので、来年度にはより一層使いやすいソフトボール場になると思います。ただ、先日、野口原野球場とソフトボール場を使った少年野球の試合のときに、選手が手を洗う場所が、野球場の海側のトイレと陸上競技場の管理棟裏の2カ所しかないことに驚きました。

市長、もうあのグラウンドができて20数年、立派なグラウンドであります。誇りにも思います。ただ、一つ足りないのだなと思うのが、その手洗い所なのですよね。選手、保護者がばっと行けば何十分もかかってしまう。それから弁当を食べてまた試合。そういうきつい面があります。どうか水道管を大きくするか、何とか工夫して手洗い場所の増設をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、わずか数カ所という手洗い場でございまして、大変御不便をおかけいたしております。増設につきましても、この必要性から、水道管の水圧の関係が運動場全体の課題としてございますので、今後、関係各課と協議をしてみたいと思っております。

- 11番（国実久夫君） では、時間があれですから、次にいきます。

私は、朝一番に起きるとパソコンに電源を入れまして、どうしてもインターネットで別府市をクリックします。すると、新着情報という情報を流してくれております。それを見まして、都市計画道路の見直し、公聴会をやりたい。それで、知人とともに公聴会に申し込みまして、公述人にしていただきまして参加しました。公聴人は私と、ここにおられる荒金議員2人だけでした。重要な政策、公聴会に参加が少ないなど残念でなりませんでした。それでも市は、建設部長以下都市政策課長、6人、大分県からも3人。立派に開会されて、公述人が意見を述べました。

少しだけ時間の関係で抜粋したいのですけれども、地図がないのでわかりにくいかもしれませんが、東蓮田的ヶ浜線というのですか、その道路が昭和27年に設定されて、そのままあります。何と旧南小の西側を通るという計画道。これは大ごとだということで、公述を述べております。何で費用効果、車の流れ、即効性、実現性を考慮して東側にならないのか。ごく当たり前の公述をしていただきました。市としましても、将来的にも見直す必要があるかな、実現性もあるかな。そういうことで、市長、結論というのは、各課を回りましても、基本方針がないからなかなか前に進まないのですよ。何がやりたいのか、何をどうしたらいいのか、各課にとっては、言葉は悪いのですけれども、お荷物になっているような感じなのですよね。基本方針ができない限りは、そういう都市計画の変更もできない。結局、次に教育委員会に、今所管らしいのですけれども、もう学校ではありませんからね、本当は財産活用課か政策推進課が持つべきものなのですけれども、とりあえず教育委員会。

先般、首藤議員の質疑で、挟間線があと3年後に浜脇までおりてくる。この3年というのが長いのか短いのか、それぞれの感じ方ですけれども、そこまでどうするのかやらないと、もう全然前に進みません。これは後ほど南部振興の方でも述べたいと思います。とりあえずこの都市計画道路について、東蓮田的ヶ浜線だけで結構です。この計画の見直し、公述人の意見が尊重されるのか、前向きな答弁をいただきたいと思います。

- 都市政策課長（坂東良昭君） お答えします。

ことし6月8日に行われました公聴会におきまして、議員御指摘のとおり、南小学校跡

地のところの道路の変更につきまして御意見をいただいております。今回の土地施設の見直しにつきましては、必要性、優先性、実現性の評価が低くなったものについて廃止、もしくは縮小の変更を行うことを主眼にしておりましたので、整備を前提とした道路等の変更につきましては、必要に応じ検討していくこととし、旧南小西側の都市計画道路は、必要な道路ということで、現状の計画のままで、見直しの検討はしていません。

また、なお、この公聴会で出されました御意見につきましては、旧南小跡地利用の関係もごございます。そういうものを含めながら、事業化が明確になった時点で線形の変更など最適な計画を検討していきたいと考えているところでございます。

- 11番(国実久夫君) 市長、今の答弁のとおりなのです。なかなか基本方針が進まないとおに進みません。よろしくお願ひします。

次に、中心市街地の活性化について。

くしくも今回の議会で寄附行為の報告がされております。建物関係、別府市元町541番16、公衆トイレ、木造、12.42平米、公園内設備として。寄附者株式会社イズミ、担当課商工課。市長、これを見まして、確かに楠港にトイレをつくっていただく予算なりが上がったときに、銀座街の人から、ソルパセオにもぜひ欲しい。それで、私は何とかならないかということもお願いしました。このソルパセオについては、本当は北浜校区なのですけれども、会計事務所の関係上、5、6社お客さんがあるものですから、しょっちゅう通るわけなのですけれども、欲望というのはすごいなと思うのかどうかあれなのですけれども、トイレができて喜んでいらっしゃる方、また、あれだけでは困る、当初のゆめタウンが買っただけのときに、出店のときに会長の美術品を展示したり、何とかソルパセオの活性化に寄与できるものをやりたい。そういうことで当時のソルパセオの理事長が、今回は反対しないのだ、共存共栄で何とかお願いして、活性化に向けて努力したい。そういうことで我々は賛成だ。それを聞きまして、私もうれしく思って感激した記憶があります。ソルパセオ銀座の活性化として商店街の回遊性につながるような公共施設、例えば出張所のまた出張所とか、図書館の出張所でも構いません。何とかあの場所に人が通る施策はないものか、整備ができないものか思案しております。御答弁をお願いします。

- 商工課長(安達勤彦君) お答えいたします。

議員も御存じのとおり、ソルパセオ銀座を初め中心市街地の商店街には、公共用地はほとんどございません。それで、公共施設の整備というのは、なかなかちょっと厳しいのではないかなというふうに考えております。ただ、現在、中心市街地商店街8カ所の空き店舗をお借りいたしまして、イベントやギャラリー、それから交流の場として活用しておりますけれども、これはプラットホーム事業として活用させていただいております。このプラットホームが、ソルパセオ銀座には3カ所ございますので、これらのスペースのさらなる活用により商店街の活性化、それから回遊性に結びつけていければなというふうに考えております。

- 11番(国実久夫君) なかなかアイデアというのは、簡単に出るものではありません。何とかソルパセオ銀座街、やよい町が、楠が潤うような官民一体で頑張っていたきたいと思ひます。

次の楠銀天街のアーケードについては、6月議会でもやりました。所有者は銀天街組合のもの、非常に難しいと思ひます。でも、通りは市道であります。万が一落下等々、滑って転んだ等々あれば、市の責任は免れないと思ひます。これについても何とか地域の方と話し合っ、いい方向に向かっていただきたいと願うばかりであります。

それでは、次に移ります。

南部議員として南部振興、当たり前のことですが、いつも同じような質問で恐縮します。これも市長、インターネットを見て松原市営住宅募集という情報を見まして、あら、

公共施設の利用の案が上がって、私は6月議会で一日も早く取りかかってほしい。その話が消えて、公募という店舗展開がなされており。先ほど堀本議員も言われたように、1階の利用、10年、言葉は悪いのですけれども、ほぼ活用ゼロ。費用対効果を考えますと、本当に言葉は悪いのですけれども、役所、いいな。我々民で歩いた人間にとりまして、何度もこの議場でも言っているのですけれども、赤字、資金繰りで苦しめば、民は日々生きるか死ぬか、闘っております。

その当時は、最良と思って1階の店舗をつくったのだと思います。批判する気持ちは毛頭ありません。でも、我々地元として公民館の代替等利用させていただきました。市長、なんぼ低額にしようが、減免しようが、構造というつくった形、格好、もう後に戻りません。あの場所で営業展開するには、整備費用何千万、電気・水道、真夏は換気もありませんので、24時間クーラーが要るでしょう。真冬は暖房が要るでしょう。もろもろの費用を考えて原点に戻ることは、私は不可能だと思います。それでも出店してくれるお店があればありがたいのですけれども、そこで市長、私は評論家ではありません。責任を持った質問もしていかないといけないです。でも、執行部がどう考えているかわかりませんが、切磋琢磨して考えられまして、こういう利用価値はどうか、これではどうかと模索していただいております。その都度話が上がっては消え、上がっては消えでは、市長、何も言わない、意見を言わない方がいいのではないかと、私ならそうなりますよね。何ぼ言っても決裁はおりない、考えてもしょうがない。ですから、私は先ほど皮肉ではないけれども、市の職員はいいな。責任がない方がいいですね。私たちが政治家として物を言うには、本当、支持者は喜んでくれるけれども、反対者からは罵倒、なじられます。あいさつもしていただけません。それが政治家の宿命だと思っております。でも、何度も上がってきた案がつぶれるようでは、やる気が出てきません。松原1階市営住宅跡地、10年も放置されていいのか。また、それは過去で検証したいと思っております。

最後になりましたけれども、旧南小グラウンド。地元の宿命で、雑草が生えたら何とかしてください、いろいろ要望がありまして教育総務課にお願いすると、すぐ対応してくれます。ありがたいことです。でも、何度も雑草を切っても、またすぐ雨が降って、また生えて蚊が舞う、そういう状況なのですよね。何とか根から除くような対策を考えていただきたい。

市長、市長の考え方はわかりませんが、私は職業柄、会議所の議員たちとも会話をします。その中で、市長と会議所の会頭、うまくいっていないのではないかと、何とかならないかと等々相談もします。いや、市長はそんなことはない。平等に扱ってくれる。でも、会議所建設の用地を要望しても、いい返事をいただけない。簡単にでき上がらない。やむを得ずトキハの5階をお借りした。3億8,000万いただいたお金も3億近くに減ってきた。それでも夢は会議所会館建設。そういう話を聞きました。

私は、今度9月議会で木造を壊していただく、11月には木造を壊す、講堂、体育館については、まだ何も決めてない。残せという要望があり、使用者にとっては重大なことだ。それはそうです、立場が違いますと、使っている方にとってはなくなるということは、もったいないし。それよりも何も、市長、活性化にはつながらないのではないかと、思うのですよね。廃校の跡地利用については文部科学省に、インターネットで調べてみましても、民活、何でも利用可能と書いておりました。活性化をするためには無償でできるのか、減免ができるのかわかりませんが、官のお金では無理、民活、それしかないな。

図書館構想がつぶれました。でも、南部の人の夢は、偶然にも防災を含めてやはり高い建物。なかなか費用の面で難しい、財源の面で難しいうございませぬけれども。観光協会、建設業協会、商工会議所、そういう半官的な、準官的な公共施設なら夢が可能ではないかな、そのように思っております。

最後になりましたけれども、旧南小のグラウンドなのですけれども、いろいろ整備をしていただきまして、活用、グラウンドゴルフ等ができるように土を埋めていただきました。そこで、反対側に南幼稚園というのがありますよ。そこに雨が降りますと、グラウンドが水浸し。どうして南小を埋めるときに、隣り合わせの幼稚園のグラウンドを埋めていただけなかったかな。調べますと、やはり市長、管轄が違うのですよね。管轄が違いますと、隣り合わせのことでそのように費用の面でも、住民の利用価値の面でも不利の結果になります。

る述べましたけれども、教育委員会、市長部局、切磋琢磨してよく話し合っ、南地区の要望、市長の任期中に何とか。不思議と要望が実現されております。1番にも述べたように、どうか南部発展、活性化になるようお願いしまして、最後になりましたけれども、副市長なり部課長なり、教育長なり、意見がございましたら、答弁をお願いします。

○教育長（寺岡悌二君） 答えいたします。

議員御指摘のように、大変南部地域につきましては、なかなか改善の方向あるいは活性化の方向に向けて、まだ時間がかかっている段階でございます。地域の皆様の御意見等を尊重しながら、また関係部署と相談しながら取り組んでまいりたいと思っています。

○11番（国実久夫君） 教育長、ありがとうございます。

○議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松川峰生君） 再開いたします。

○24番（泉 武弘君） 市長、ことしの選挙の告示前に、あなたが後援会事務所で次のような公約を発表しています。市がやるのか民間に任せるべきか。市がすべきものでも、正規職員か非常勤職員でもできる業務かを仕分けし、それを基礎に定員適正化計画を策定するというふうに、公約として発表していますけれども、この考えに今も変更はございませんか。確認します。

○市長（浜田 博君） はい、変わりはありません。

○24番（泉 武弘君） 議会が平成20年12月に行財政・議会等改革推進に関する特別委員会を設置したことは、もう市長は御存じのとおりですね。そして、21年12月9日に、委員会は所管事務の意見集約をいたしています。そして、21年12月15日に中間報告を行いました。そして、22年3月8日に行財政の改革に対する決議をいたしています。このことについて、先日、実は30名ぐらいの会で市政の実態を報告させていただいたときに、私はこのように申し上げました。この議会決議は、全国市議会の中で最も高い評価を受ける決議である、こういうふうに私は、実は皆さん方にお話をさせていただきました。

さて、きょう、議論をさせていただきますことは、この議会決議に行政がどう向き合うのか、このことからきょうは議論を進めていきたいと思えます。

市長は、さきの選挙で、相手は誹謗・中傷に終始し、別府市の安全・安心についての政策論議がなかった。ぜひとも政策論議をしたかった、このように言われましたね。私も、それは全く同感なのです。議会は、議論をすべき場ですから、市長と私の考えが違って、それは大きな問題ではないのです。自分の考えを信念に基づいて市民に訴える。この場が公開の議会の場だと、私は認識しています。きょうは、市長、あなたがいつも見ている答弁用紙ではなくして、あなたの考えで、あなたの言葉でぜひとも論議をしてください。これを最初をお願いしておきます。

さて、冒頭に触れました22年3月8日の決議について読ませていただきます。

「行財政改革に関する決議。日本の経済状況や社会状況は激変しており、本市においても、

今後難しい自治体経営を迫られるものと推察され、将来に禍根を残すことなく、さらなる市民サービスの充実を図るとともに、健全な自治体運営を期する必要がある。このようなことから、本市議会は、市の意思決定機関として市の現状や将来について積極的にその責務を果たすべく、平成20年12月に行財政・議会改革等推進委員会を設置し、行財政改革及び議会改革について鋭意調査・研究を行っているところである。行財政改革については、市の事務事業は広範多岐にわたるところから、懸案となっている事業などを所管する常任委員会において所管事務調査を行い、本特別委員会で総括的な取りまとめを行ってきたところである。各常任委員会における調査・研究の結果、本市の現況や方向性、さらには先進自治体との比較や事例などを踏まえると、行政の取り組みはいずれも消極的な面があると言わざるを得ないとの結論に至った。本特別委員会は、これら所管事務調査の結果として出された各常任委員会の意見を集約し、各常任委員会に関連する事項について横断的に取りまとめた意見を付すこととした次第である。以上の経過を踏まえ、本市議会は下記のことを強く求めるものである」。

きょう、具体的にお聞きする項目に入ります。

「一つ、学校給食関係について。各小学校の給食調理員については、その配置人員の適正化を図るとともに、正規職員については原則1校1名体制とすることを、平成24年度に向けた当面の目標とする。なお、その経過等については、適宜議会に報告する。2、上記の目標を早期達成するため、正規職員の——ここが大事なのです。教育長、聞いておいてくださいよ——不補充、配置転換や職種変更などの方策を視野に入れた基本方針を平成22年3月までに示すこと」、このように議会は学校給食について議決をしています。

さらに、第3期可燃物収集業務委託について。これは可燃物のごみ収集委託の第3期分という意味です。ここが一番大事なところだと思うのですね。「行革とは矛盾した補充採用の問題を含め、早急に職員の職種変更、配置転換など、再度あらゆる方法を模索・検討し直し、平成22年度末までに、これまで民間委託実施に伴い支障となっている諸問題を解決し、平成24年度以内の第3期可燃物収集業務民間委託実施に向けた積極的な取り組みを求めるものである」、このようになっています。

さて、この議会決議は、私は大変重い、このように考えています。そこで、もうちょっとこの提出時の内容について触れてみますと、提出者は、行財政・議会改革等推進委員会委員長河野数則、議員、副委員長堀本議員。賛成者が、総務文教委員会委員長の松川章三議員、観光経済委員会委員長の黒木愛一郎議員、厚生消防委員会委員長の乙咩千代子議員、建設水道委員会委員長の市原隆生議員、それぞれが賛成者となって議会に提案され、全員一致でこの議会の議決をいたしています。

そこで、お尋ねします。市長、教育長は、この議会議決をどのように受けとめておられるか、まず、きょうはこれからお尋ねします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

平成22年3月、行政改革に関する特別決議を議会から全員一致でいただきました。その際、私は、市の意思決定機関であります議会の意思、このことをしっかりと尊重し、真摯に受けとめさせていただきます。これからもこの方針に従って一層の行財政改革を推進していきます、このようにあいさつをしたことを覚えております。今もその考えは変わりありませんし、その目標に向かって鋭意努力をしている現状であります。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員の皆様方の総意として重く受けとめているところでございます。

○24番（泉 武弘君） 学校給食は、24年度以降1名体制、これは正規職員ですね、正規職員1校1名体制。ごみの収集については、24年度可燃物の民間委託ということが目標として定められています。この24年度実施を決議した議会議決を実行するのかしない

のか、いずれを選択されたのか答弁してください。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

議員御指摘の件につきましては、採用を決断した時点で指摘の実現は困難だと思っております。

○生活環境部長（永井正之君） 第3次の委託につきまして、お答えをさせていただきます。

現在、第3次の委託に向けましては、関係部署と連携をとりながら条件整備を行っております。24年度中に何とか委託ができないかということで、今取り組んでいる状況でございます。

○24番（泉 武弘君） 今、教育委員会次長が答弁された内容は、こういうことなのですか。

浜田市長になった平成15年から22年度までに給食調理員14名を採用しているから、その時点で学校給食調理の1校1名体制はできないと判断したというふうに答弁されたのですか。誤解を与えないといけませんので、もう一度答弁をしてください。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） お答えいたします。

決議書につきましては、給食調理の正規職員につきましては、原則1名体制とすることを平成24年度に向けた当面の目標とすとなっております。しかし、市教委といたしましては、給食調理をただつくるという作業で終わらせたくない。心身の成長発達の著しい小学校時期における教育的配慮から、正規職員である教諭、栄養士、調理員が一体となった、またそれぞれの役割を生かした取り組みが必要と認識しておるため、退職者に対する補充は必要と考え、このような方針を決定した次第でございます。

○24番（泉 武弘君） 教育次長、慌てなさんな。慌てて答弁する必要はない。あなたが今言われたのは、23年度の職員採用で、3名を職員採用する。これはこういう理由で採用するようにしたのですよ。だから、24年の1校1名体制は無理なのですよということを今言われたのですね。私が今お聞きしているのはそうではない。議会の決議の24年1校1正規職員の決議は、実行するのですか、しないのですか。

環境部長は、24年実施に向けた渾身の努力をしたい、こう言ったのです。あなたの方はどうなのですか。

○教育次長兼教育総務課長（豊永健司君） 現在、将来のあり方も模索している状況でございます。

○24番（泉 武弘君） それはおかしいでしょう。議会決議は22年度中に結果を報告しなさい。議会に諸問題の解決がどうなったかということ報告しなさい。報告しなさいということは、理解を得なさいということでしょう。理解を得たのですか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

今、次長が答弁しましたけれども、平成24年3月までに少ないコストで質の高い学校給食を目指したいということで努力してまいりたいと思っております。

○24番（泉 武弘君） 教育長、市長、これは私に7月21日に来た元管理職の方からの手紙なのです。私は思わず笑ったのですよ。管理職の方お二人ですね。ちょっと読みますよ。今の答弁に引っかけた読みます。「私や友人も課長時代に泉議員から質問を受けて、指示どおり適当な答弁ができたときは、副市長や市長から、答弁は上出来とほめられましたが、次の議会で詳細な質問に耐え切れず事実を報告すると、今度は副市長や市長から叱責をもらい、次の人事異動で市長と全く顔を合わせない課の参事になった。同じ課業を持ちながら何人も退職を迎えました」。まだ詳細にわたって書いています。

教育長、中途半端な答弁はいかん。議会というのは、本当に私は有権者の指示を得ているのですよ。本当に真剣勝負しているのです。そういう中途半端な答弁はいかん。

現業を所管する担当課の課長、議場にお入りください。今おられるのは温泉課と環境課ですね。

お尋ねします。新規の職員の配置を要望していますか、していませんか。環境課、温泉課、公園緑地課、道路河川課、それぞれ御答弁ください。

○次長兼温泉課長（河野貞祐君） お答えいたします。

新規採用職員につきましては、要望はいたしておりません。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

平成24年度採用別府市職員に関しましては、環境課として職員要望はいたしておりません。

○公園緑地課長（上村雅樹君） お答えいたします。

公園緑地課には現業職員が、来年3月末で1名退職するという予定になっております。職員課に対しましては、退職に伴う補充の要望はしております。

○道路河川課長（岩田 弘君） お答えいたします。

道路河川課としては、人員増の要望はいたしておりません。

○24番（泉 武弘君） 公園緑地課の課長、答弁してください。今、現業6名おられますね。たしか南立石公園の管理。こういう方々が定年を迎えるから、入れかわりの職員配置を要望しているのですか。それとも、公園緑地課としてほかの部門で要望しているのですか。そこを、すみ分けをした答弁をしてください。

○公園緑地課長（上村雅樹君） 私ども、新規に要望しておりますのは、技術職の造園職の採用、これを1名要望しております。

○24番（泉 武弘君） これは技術職ですね。造園士という立場の職員を配置してほしいということを要求しているのですね。

さて、もうちょっと具体的に議論を学校給食から進めていきます。市長が、選挙公約で冒頭に私は触れさせていただきました。別府市の仕事で市がやるべき仕事か、民間に任せべき仕事か。市がやるべき仕事であれば、正規の職員がやるべきか、それとも非正規の職員でやるべきか。こういうことを市長は、今後精査した上で別府市の職員定数を確定したい、このように先ほど確認させていただきました。

教育長、学校給食調理は、直営で今後も続けていくのですか。これが1点。

非正規職員、嘱託などにも切りかえるのですか。これが第2点。

今の小学校1校に正規職員と嘱託を配置している現状のまま推移するのですか。これが3点目。

この仕事は民がやるべき仕事なのか、官が直営でやるべきなのか。官がやるべきであれば、市職員がやるべきなのか、嘱託職員なのか。

こういうさまざまな仕分けは、いつ行いましたか。いつ、どのような形で行ったのか、答弁してください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

現在、別府市の小学校の給食調理場は、直営でやっております。そのうち嘱託の職員も調理に入っておりますけれども、現在、別府市内の幼稚園、小学校の子どもたちの現状を見ますと、食物のアレルギーが121名ございます。また偏食あるいは孤食等でそういう食生活、食環境の変化、あるいはそういう食物アレルギーで悩んでいる生徒も多くございます。また、〇157を初めとする食中毒、そういうものの防止等を考えますと、私たちは、子どもというとうと命を預かっているものでございます。そういう点から考えますと、本当に幼い子どもたちが将来に立派に生きていくためにも、この食生活は非常に重要であると考えているところでございます。そう考えますと、学校給食に携わっている職員というのは、非常に教育的な意義あるいは業務管理等安全性、そういうものから非常に業務の職責の重さとか重要さというのは、当然要求されるものだと思っておりますので、学校調理員におかれましては、プロとしての学校給食の調理能力あるいは管理運営能力が要

求されると思っております。そういう意味では、やはりどうしても正規の職員の方を長期的に育てるという意味でも、どうしても複数名の正規職員が必要である、そういうふうに判断をしたところでございます。

○24番(泉 武弘君) 教育長、理論的に成り立たない答弁はしないでくださいね。今、中学校の給食調理は、共同調理場でしていますね。これは非正規職員ですね。86万食年間に出している。小学校が120万食ですか、年間延べで。そう言いますと、共同調理場は正規職員ですか。共同調理場は正規職員ではないのでしょうか。あなたが今言われたのは、正規職員でなければ食育とか〇157とか、こういうことに対応できないということは今言われたのです。それでは、共同調理場は正規職員に切りかえるべきではないですか。この整合性はどうなるのですか。答弁してください。

○教育長(寺岡悌二君) 別府市は、中学校の場合、今、共同調理場でやっております。もちろん食中毒等についても、今、囑託の方でも安全面を考慮しておりますけれども、今議会でも御指摘されましたように、小学校におきましては、防災時の調理拠点としてでも非常に重要な位置を占めていると思います。そういう意味では、災害時の調理拠点としてこの給食調理の方々も重大な責任を負っているというふうに思っていますので、そういう意味ではこの小学校の単独調理場の責任ある立場の学校給食の人が必要である、そういうふうに認識しているところでございます。

○24番(泉 武弘君) 小学校を見ますと、正規の市の職員の年間給与が約480万です、480万。非常勤職員が146万です。教育長は、学校現場におられたから一番よくわかるでしょう。480万と140万の職員は、同じ仕事をしているのでしょうか。今、あなたは防災拠点、非常時の調理の防災拠点と言いましたけれども、学校給食調理というのは、防災拠点まで含むのですか。

これについて、私はこれまでずっと議論してきました。教育長、おかしいと思いませんか。年間3期休暇、春休み、夏休み、冬休みがあるのでしょうか、約58日間。2カ月間、調理をしても食べる子どもがいないのに、年間480万払うわけでしょう。こういう費用対効果、職務実態、こういうものから切りかえていくべきだというのが、議員全員が賛成した議会決議ではないですか。

それでは、最後にお尋ねします。議会決議どおりには教育委員会はしないというふうに理解をしていいのかどうか、明確に答弁してください。

○教育長(寺岡悌二君) お答えいたします。

いや、議会の総意を尊重し、平成24年3月までにしっかりと分析・調査し、再度検討させていただきたいと思います。

○24番(泉 武弘君) そういう中途半端な答弁をするから、市民は混乱するのです。今回、別府市の職員採用要項の中で学校給食調理員何名今回採用試験するのですか。答弁してください。

○教育長(寺岡悌二君) 来年度2人定年がございまして。そして、1名不足ですので、3名でございまして。

○24番(泉 武弘君) 3名新たに採用して、議会決議は尊重する。そんな相矛盾した答弁をしても、それは理解できません。あなたがどんなに言を左右して言っても、それは議会決議を遵守しないということなのです。ゆえに3名もまた新たに採用するのでしょうか。これだけの問題点があるということの指摘を受けながら、また新たに3名採用するのです。ごみ収集をお伺いします。

現業3名となっておりますが、ごみ収集というふうに特定はできませんが、現業として今の4課以外に現業職員の新規配置を要望した課があれば、担当部長から要望した箇所を報告してください。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

ONSENツーリズム部としては、農林水産課の方から林業の専門職として1名要望しております。

○24番（泉 武弘君） 部長、それはさっき答弁をいただきましたね、さっきお聞きしたでしょう。いわゆる公園は造園士ですね。造園士という特殊技術者です。道路河川課は要望していません。温泉課は要望していません。環境課、要望していません。3名の現業は、部長、どこに配置しますか。答弁してください。

○総務部長（釜堀秀樹君） 私の方から、御答弁させていただきます。

今回、現業職3名の採用についてでございますが、現業職場全体の中でどこにするかというのは、人事異動の問題でございますので、全体的に3名不足しているということで採用する予定でございます。

○24番（泉 武弘君） 今の答弁を聞いたら、市民は怒りますよ。職員配置要求というのは、それぞれの担当課が仕事量に合わせて、今の手持ち人員で実務消化が可能かどうかという判断をし、しかも課のマネジメントを総合的に判断して、新規採用をお願いするかどうか新規職員の採用計画にあらわれるのではないのですか。現業3名を採用して、これからどこに配置するか決めますということなのでしょう、今の答弁は。そういう職員採用というのはあるのですか。

今回の職員採用について、担当する課は要望していない。総務部は、3名の職員を採用する。現業職員3名を採用する計画を出した。どの時点でどういう判断で3名に至ったのですか。具体的に答弁してください。

○総務部長（釜堀秀樹君） 御答弁いたします。

人事としましては、採用に当たりまして、まず一つは現場におけるニーズ。先ほど議員御指摘のように今、欠員補充等ですね。また、付加の高い業務や専門職業務に配置する場合。もう一つは組織としてのニーズがございます。これについては、配置基準に基づくもの、また新たな事業計画等もございます。またもう一つは年齢構成等のゆがみ、これは将来に向けて是正をするための採用と考えております。

先ほど御答弁申したとおり、3名については、各職場で要望があったものもあれば、要望もないものがあります。ただ、人事当局としましては、現業職員の配置、事務職員の配置、合わせる中で配置を考えておりますので、その部分について今回現業職3名という採用方針にしたものでございます。

○24番（泉 武弘君） 要望のあった課もあれば要望のなかった課もある。だけれども、人事配置ということで総合的に判断して、今回現業職員3名を採用するようにした、こう言っているのですね。地方自治法では、他の類似団体とも比較しながら組織について見直しをしなければいけない、こうあるのでしょうか。給与においても民間企業を参考にしながら職員給与を決めなければいけないとあるのでしょうか。今、あなたが答弁されたことは、いい表現ではありませんけれども、どんぶり勘定、親方日の丸。採用してから配置先を決める。こんな人事のあり方というのは、絶対許すことができない。

市長、今の部長答弁をあなたが了承したから、新年度の職員採用、今回は32名でしょう。これをあなたは決裁しておるわけです。現業についてはどのような視点から判断しましたか。答弁してください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

行革は、人減らしありきではない。原則的にいかに少ないコストで行政サービスの質を向上させるか、このことが基本的な私の考え方でございます、方針です。現業職員の問題、それに限らず、私は今後の職員採用についてはコストそれから効果、このことを常に念頭に置いた上で、先ほどもお答えしましたが、民にゆだねるもの、それから正規職員ででき

るもの、このことを明確に区分をしながら、これからの採用の決定をしていきたいというのが、私の方針です。

- 24番（泉 武弘君） 市長、費用対効果を今言われたのだと思うのですね。ちょうどいい議論の対象が出てきました。具体的にお聞きしますね。ごみの収集、可燃ごみの収集、民間委託を今していますね。平成22年度のごみの収集に要する経費、直営が1トン当たり1万4,558円かかっています、1トン当たりですよ。委託をした分は5,166円です。さらに、粗大ごみの1トン当たりの経費は26万7,000円。

市長、見てください。2トンの軽トラがあるでしょう。あれに半分積んで粗大ごみを収集するのに、市の職員がやれば26万7,000円かかる。今、あなたが言ったのを費用対効果で説明してくださいよ。今の事例をあなたが言われる人減らしではない、費用対効果。費用対効果というのだったら、今、私が具体的に数字を挙げて言いました。それを説明してください。

- 市長（浜田 博君） その民間委託の問題、コストと効果の問題、これを考えるからこそ1次、2次と民間委託をやってまいりました。ただ、今、具体的な質問については、だから3次委託についてもその方向で今進めているというのが現状です。

- 24番（泉 武弘君） 24年度実施できるのですか、できないのですか。するのですか、しないのですか。答弁してください。

- 市長（浜田 博君） 先ほど部長がお答えしたように、議会決議の意思をしっかりと尊重して、それに向けて最大限努力をしているというのが現状です。

- 24番（泉 武弘君） きょうの議論の中で財政運営も大変重要な問題がありますから、ここで一つ区切りをつけておきたいと思います。

教育委員会は、議会決議は尊重しない。これはもう職員採用を見てもわかるのですね。どんなに言を左右しても、それは説得力がありません。また、あなたたちにはする気もないです。食育とかそういう言葉でこの現状を乗り切ろうとしているけれども、あなたたちには失望しました。本当に失望しました。失望を乗り越えて怒りさえ覚えています。それは、市長に対しても同じです。市長が、もうちょっと指導力を発揮して、市長はいみじくもさっき言ったでしょう、議会決議は重いのだ。議案質疑でも市長はこのように言った。「議会決議は重いのです。私はそれを遵守するように最大限努力します」と言った。市長が、その議会決議を全部の部署に指示して遵守するように指示しなければいけないでしょう。さっき環境部長が苦しい答弁をしました。24年度実施に向けていきたい、こう言われましたけれども、市民から見ると、おいおい、それはないぞ。民間委託をすると言いながら、給食調理業務は非正規職員に切りかえると言いながら採用しているではないか。片方で採用して民間委託、嘱託化をする。どんなにあなた方が言っても、市民はそれほどだまされません。

市長、なぜ私がこれほど厳しい指摘をするかといいますと、これまで議論してきましたね、高齢者の社会保障関連費。介護、生活保護、高齢者医療費、5年間で71億もふえるのでしょう。それから広域圏のごみ焼却場の負担金約150億。市長、それから防災関連費、これはどのくらい必要かわかりません。それで、市長はさきにレセプションホールで行われました、だれもが暮らしやすい別府市条例をつくる。市長は、並々ならぬ決意を述べましたね。これは、条例をつくるのが目的ではない。条例に沿って実行するのです。その財源も今から確保しなければいけない。そういう中であなたたちは、安易な財政運営をする、安易な職員採用をする。だから怒っている。

もうちょっと市長、市長が市長として総合調整権を持っているわけですから、もうちょっと厳しく指導してください。もう失望しました。ケーブルを通じて見ておられる市民の皆さんも、別府市は本当に中途半端だ、これで将来ともに市民に回す福祉の財源の確保はで

きないな、こう、ほとんどの人が思ったと思いますよ。

そしてもう一つは、この議場にいる議員の皆さん方は、これをやりなさいという決議までやって、だれ一人反対しなかった。その決議すら、あなたたちは無視している。これは、今言われています二元代表制、執行権を持った市長、議決審議、調査権を持った議会、それぞれが独立した機関で、議会が全員で行財政改革について、こういう基準でやりなさいという決議をした。これすらあなたたちは守ろうとしない。これから先、議会がこれとどう向き合うのか。決議をしたものを遵守させなければ、議会自身はその存在意義を問われます。これは市長、大変大きな問題なのです。今まで泉武弘が言ってきたことと違うのですよ、議会が言っているのです。この重さは十分考えて、後刻答弁してください。

さて、財政運営について次の質問に入ります。

平成21年度で見ますと、市税、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税、これを総じて市税というふうに呼ばせていただきますけれども、さらに負担金・使用料、国民健康保険税、水道料、下水道使用料及び受益者負担金、これを合わせますと、21年度決算で41億円の滞納がありますが、この数字に間違いはないかどうか、御答弁ください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

今御指摘のとおり、滞納額につきましては、すべて合わせれば40億円を超えている状態です。

○24番（泉 武弘君） 税負担の公平性から考えれば、市長、この前、国民健康保険税の最高税額を改定したい、こう言いましたね。それはおかしいのではないですか。41億円もの別府市は債権を持っている。これを整理することが先決ではないのですか。市長、答弁してください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えします。

市税収入につきましても、滞納額が20億を超えている状態であります。また、負担金・使用料、国保、下水道使用料、それらの滞納の合計額があるのも事実でございます。やはり健全な財政運営を行うためには、課税客体的確な把握あるいは徴収率の向上、そうした歳出面の行財政改革だけではなく、財源の確保も最重要課題というふうに考えております。

○24番（泉 武弘君） もうちょっと議論していくと、あなたたちは必ずこう言うの。「入るを凶って出るを制する」、こう言うのですね。入るを凶っていないではないですか。これはことわっておきますけれども、これだけ不景気が長く続く。この中には本当に生活に困窮して滞納している方もいます。そのことは私も理解します。だからといって、払わなくていいのではないのですよ。内容を見ますと、滞納者数が1万1,246人です。差し押さえ中が300人。さらに分納計画の申し出があって納付約束をしている者が3,547人。ところが、市長、ちょっと数字を聞いてくださいね。差し押さえ予告など催告書を送付したけれども反応がない者が、この中の約70%で4,600人いるのです。市長、どうするのですか。41億の滞納額があるのです。市政を、別府市を経営する上でこの滞納整理というのは喫緊の課題で、最重要課題なのです。市長は、平成15年に市長に就任しました。あなたは、この滞納整理で実際に滞納者と面談し、納税を督促したことがありますか、どうですか。あるか、ないかで答弁してください。

○市長（浜田 博君） 担当課が、鋭意努力をしておりますが、私が直接納税者と対応したことはございません。

○24番（泉 武弘君） 市長、教えてくださいませんか。あなたは、立場上、徴税吏員ですか、徴税をする権利があるのですか、ないのですか。御答弁ください。

○総務部長（釜堀秀樹君） お答えします。

特別職でございますので、徴税吏員証はございません。(239ページに訂正発言あり。)

- 24番(泉 武弘君) ちょっと、僕は眼鏡の度が合っていないのかもしれないけれども、こうなっているんですね。この条例において、次の各項に上げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。徴税吏員、市長またはその委任を受けた市職員を言う。

総務部長、市長は含まれているのではないですか。あなたの見解でいいのですか。もう一度確認します。

- 総務部長(釜堀秀樹君) 市長または徴税吏員証、徴税吏員証というものが必要でございます。その徴税吏員証を市長が持っていないということです。「もう1回言って」と呼ぶ者あり) 市長または市長が委任する者ということで、市長が委任行為により徴税吏員を委任しております。

- 24番(泉 武弘君) それは違うのではないですか。市長も徴税吏員、また委任を受けた人も徴税吏員ではないのですか。徴税を委任した段階で、市長が徴税権者から外れるのですか。そこを明確にしてください。

- 総務部長(釜堀秀樹君) 徴税吏員については、領収書等の発行がございます。「そんなことは聞いていない。市長が外れるかどうか」と呼ぶ者あり) 市長が直接するというのは、徴税吏員ではないのではないかと考えています。

- 24番(泉 武弘君) 徴収権者なのです、市長は。市長は徴収権者。しかし、徴収業務が広範多岐にわたるから徴税吏員を選んで委任するという。委任したから、市長の徴収権者としての立場・権利が消滅するものではありません。

市長、15年から今日まで、あなたは緊急財政再生宣言を15年9月29日にしているわけでしょう。この一番末尾にはこう書いている。「聖域なく歳入の確保、歳出の抑制を行っていく」、こう書いているのですよ。なぜこれだけの、41億円もの滞納がある中で、あなたが先頭に立ってこの滞納整理に汗をかかないのですか。私は、これで2回目なのだ、あなたにお聞きするのは、やっぱり市長みずから先頭に立つべきではないか、こう申し上げたはずですが。だけれども、それから時間が経過した今日、まだ、同じ確認をしてもやはりあなたは動いていない。私は、市長としての仕事がいろいろ広範多岐にわたって、あなたが小グループとかいろいろなところに行ってあいさつをしていることが軽いとは言いません。これも大事な仕事です。しかし、それと同じように税収の確保を図るというのは、総合調整権を持つ市長として最も重要な政治的義務だとあなたは思いませんか。答弁してください。

- 市長(浜田 博君) 徴収権者、滞納整理、これは最重要課題だと認識しております。だからこそ、私はこれまでも委任をする中で徴税吏員にお願いしたり、部課長会に特別徴税の部隊をつくったり、いろんな形で努力をしてきたつもりです。今は県の方にも特別お願いをして県の職員をいただいて、そういう中で頑張っているという現状でございますので、私自身が個人的に動く動かないよりも、私はその意識としては精いっぱい重要課題として認識をし、そういう形でお願いをしているという状況であります。

- 24番(泉 武弘君) 胸を打つ言葉ではありませんね。徴税吏員をあなたが委任する。きみたちも頑張ってくれ。しかし、おれが大口滞納者を全部回るから、おれが全部の大口滞納者と面談するから、きみたちも頑張ってくれ。これが鼓舞するのではないですか、士気を。徴税吏員に任せた。県からも来ている。そこが一つの現象面でしょう。僕が聞いているのは、市長としてこの41億円をどうするのですかと聞いているの。あなたたちは、小口の滞納者に対してはすぐ督促状で出すでしょうが、4,000名を超える催告書を出しても応答しない。こういうものに対してどうするかというのが、今問われているのですが。

市長、まだ実はびっくりしたことがあるのです。市営住宅の家賃滞納は9,000万あ

るのですよ。市営住宅に居を構えながら、滞納しているのが9,000万超えている。その中の生活保護受給者、これは住居手当も出ていると思いますので、700万近くある。こんなことが市民から見て、住居手当を出しながら滞納しているという事態。これは資料をいただいていますから、もし間違っていれば後刻訂正してください。これは市長、市民から見て理解できないと思う。

さらには同和に関する問題。昭和52年ですよ、同和資金土地購入資金、住宅資金。貸し出して、52年から今日まで2億6,000万の滞納がある、返済していない。返済していない中で居所不明、死亡者、生活保護者、こういう者が過半数に達しているのでしょう。なぜこんな問題を整理しないのですか。今、国際社会の中では「日本化」、いわゆる日本風という意味です、「日本化」。問題の先送りをする。今、言い換えれば「別府化」ですよ。

市長、債権としてやはり求償権を行使して滞納整理に当たる。これはもう市長として最重要ですから、あなたの決意をもう一回聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 私の力は微力でございます。全庁体制でこの問題に積極的に取り組んでいくということをお約束したいと思います。

○24番（泉 武弘君） 市長、今あなたの答弁を聞いて、どこかの内閣の防衛大臣と同じだな。「私は素人です」、こういったのとよく似ているな。あなたの力が微力なんて、だれも思いませんよ。自治法で総合調整権、別府市で一番あなたが行政のトップに立って権力を持っている。私が聞いているのは、市長、そうではない。「私が、この問題は命をかけてやります」という僕は言葉が欲しいのです。「微力です」、そんなことを聞いたら、市民は嘆きますよ。市長、もう一回答弁してください。

○企画部長（大野光章君） 答弁させていただきます。

まず、建築住宅の同和貸付資金、この件につきましては、もう長年にわたって実際債権回収できない状況が続いております。これについては、当然議会の、債権放棄ですから、議決も必要になってまいります。この点については、再度早急に整理をさせて、すべてとはなりませんけれども、不可能な部分については債権放棄も早急に検討させたいと思います。

続きまして滞納の問題ですけれども、経済不況、これだけが問題ではありません。従来においても30億を超える滞納がずっと継続しているのが現状であります。これについても、体制を整える中でなかなか進まないこともあります。逆に経済状況の部分に関しては、観光再生、こちらの方に力を注ぐことによって若干でも改善できればということで事業展開をさせていただいています。今回、予算議案でも経済対策として若干打たせていただいておりますし、まず別府市のましが元気になること、それによって滞納の部分もすべてとは言いませんが、若干解消できるのではないかと考えております。

○24番（泉 武弘君） 滞納がなぜ増加するのかという、あなたはその内容について実は今説明をいただいたのですね。それが一つ。それから、同和資金については、債権放棄の問題がある。これは遅きに失した。早く法的な処理をしなければいけない時期に来ている。このことだけは明確に申し上げておきます。

私が監査委員をしているとき、市長、内容分析をやったのです。これを早く整理をしないといけない課題だということで指摘もしています。早い時期にそうしてください。しかし、安易な債権放棄、これはやるべきではありません。

さらに、皆さん方が見たくもない泉武弘の市政だよりというのをずっと配って回りますと、一番多く出るのはこのことです。生活保護費受給者の方が、年金生活者よりもいい暮らしをしている。これは至るところで出てきます。しかし、生活保護を受けなければ生活ができないという方がいらっしゃるのも、これは事実なのです。ただ、市民の中にはそ

ういう感じを持っている方がたくさんいらっしゃるということなのです、市長。

二つ目には、自己破産をして立派な家に住んでいる。これは6年ぐらい前ですか、本当に文書でいろいろと来ました。自己破産をして、外車に乗って立派な家に住んでいる。それで、その住所もいただきましたので、私は見に行きました。それで、その債権債務所有権の区分はわかりませんが、その指摘が本当かなと思わせるような事実が出てきました。これは市民の公平感を損ねるような問題だと思うのです。それは債権債務所有権、いろいろな問題、難しいのがありますけれども、やっぱり市長、市民がある程度公平感を得られるような税収、これを早期に確立しなければいけない、このように私は思っています。やはり逃げ得は許さない。逃げ得は許してはいかん。安易な自己破産をやって債権者に迷惑かけて、自分らがそういう家に住むというようなことが過去にありましたけれども、そういうことがあってはいけません。

それから市長、商工会議所の議員、観光協会の役員、議員もそうですよね。ここらに関しても滞納事実——あなたは見るができるわけだから——あれば、それは特例をしてでも納めさすべき。そうしないと公的補助金が行っています。

まとめます。議会決議の遵守はできなかった。議会もこけに、言い方はよくないかもしれない、こけにされたな。だけれども、私は許しませんよ。そんな簡単なものではありません、政治は。もうきょうは、本当に怒り心頭。あなたたちを見ていると体が震えるぐらい頭にきています。これでは市民の皆さんに申しわけない。これは、私、泉武弘の今の心境です。

今回もまた行財政改革特別委員会をつくっていただくようですから、この中でも実行についてはいろいろ議論があると思いますので、私は、この問題の履行は必ず求めていくということだけ明確にして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○1番（森 大輔君） 今回の一般質問を通して、少しでも別府市についての理解を私自身深めていきたいと考えております。

きょう、たくさんの方の市民の皆様がお越しいただいております。諸先輩の議員の皆様、行政執行部の皆様等の御指導を賜りながら、議会を通して、若輩者ではございますが、市民の皆様の方の声を行政に届けるお仕事を、与えられた任期の中で誠意を持って頑張りたいと考えております。お聞き苦しい点、説明不足の点、多々あるかと思っております。1時間足らずして質問を終えるかもしれませんが、皆様方の御理解をいただければありがたいと感じております。

質問を始める前に、質問の順序について変更がございます。質問に掲載させていただいております1から4のテーマの順を、1、2、4、3の順で質問をさせていただきたいのですが、議長、許可をいただけますか。

○副議長（松川章三君） はい、どうぞ。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。今回質問させていただきますのは、大きく四つのテーマでございます。初めに、過去20年間の国際観光都市別府の政策について。2番目に、今後の別府市の国際化、活性化について。3番目に、観光・健康・環境が充実した健康観光都市としての別府の将来について。最後に、身体障害者福祉モデル都市としての別府市の取り組みについてでございます。現状を把握しながら、質問をさせていただきます。

初めの質問でございますが、平成21年度の観光動態資料をもとに質問をさせていただきます。

これを拝見しますと、平成21年度に別府を訪れた年間の観光客総数は約1,200万人、宿泊観光客数は約360万人、日帰り観光客数は約830万人など、どのくらい別府市に観光客がお越しになられているのか、調査が難しい中、最後の一人まで詳しく示され

ておられます。これをつくられた皆様方の御尽力に感謝をしております。

この資料には、昭和42年から平成21年度までの宿泊観光客数が載っております。平成元年は約450万人でして、これが平成21年度になりますと、宿泊観光客数は約360万人となっており、別府市にお泊まりになる宿泊観光客数が、この20年間の間に約100万人減少しております。

伺いますが、平成元年から平成21年の間、別府市の観光宿泊客数は緩やかに、しかし確実に低迷を続けています。この低迷の理由または要因について、行政の視点かどのようにお考えなのか、まずはお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

この20年間に減少いたしました理由につきましてですが、幾つかあるかと思いますが、まず、観光客の小グループ化が進みまして、団体旅行が減少したこと、次に、バブル経済の崩壊に伴う長引く経済不況、さらに、高速交通網の整備によります旅行形態が、時間をかけずに経費を抑えました、いわゆる安・近・短、こういった傾向になった。それから、円高によります海外旅行者の増加というようなことが主な原因というふうにとらえております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。確かに団体観光客の減少やバブル経済の崩壊に伴う長引く経済不況など、社会的・経済的なさまざまな要因があったかと思えます。いただきました理由を踏まえて、これまでの観光宿泊客数の低迷の対策についてお聞きいたします。

社会的・経済的な変化の中、この20年間で約100万人の宿泊客数が減少してきた、この状況に対しまして、これまで別府市においてとられた具体的な対策をお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

これまで観光客の誘致に対しまして、別府市が誇ります観光資源でございます温泉を最大限に活用いたしまして、さまざまな対策を行ってまいりました。テレビ・雑誌等の各種媒体を活用いたしました観光PR宣伝事業並びに別府市への招聘、各方面への観光ミッション事業等の実施、さらに、ピーコンプラザを活用いたしました各種会議、大会の誘致、また既存のスポーツ施設を活用いたしましたキャンプ・合宿等のスポーツ観光の誘致等、さまざまな対策を行ってきたところでございます。また、海外に対しましても、主に韓国、台湾、最近では中国に向けまして、上海万博での観光宣伝に代表されます観光ミッション並びに観光関係者の招聘及び各種PR事業を実施いたしてきております。このようにさまざまな機会あるいは交流を活用しながら、別府市内各観光関係団体と協力・連携を図る中で今日まで行ってきたところでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。これまでの行政の皆様が、多様な誘致活動を通して観光都市別府の活性化対策に取り組まれたことは、大変よくわかりました。しかしながら、別府市はこの20年間の間、残念ながら年間の観光宿泊客数が減少し続けておるのです。全国的に経済が低迷しているこの状況を踏まえて、他の温泉観光都市の宿泊客数の推移を、私の持っている資料をもとに御紹介させていただきます。

ここに、社団法人の日本温泉協会が発表しております「温泉地宿泊者数ベスト100」という資料がございます。上からベストファイブを申し上げますと、1位の箱根温泉、2位の別府温泉、3位の熱海温泉、4位の伊東温泉、そして5位の白浜温泉となっております。1位の箱根を例に見てみますと、宿泊観光客数は、平成元年の約400万6,000人から平成7年の約500万1,000人まで、上がってはいたものの、平成11年には約400万3,000人までと下がってございました。一度急激に減少はしていたものの、平成20年度には約400万7,000人となり、平成元年の400万6,000人レベルまで

持ち直しております。この資料を拝見するに、箱根も宿泊客数の上下がある中で、この20年間、結果として宿泊客数を維持されておられます。

また、大分県内の温泉地でもある湯布院も同様にこの20年間、観光宿泊客数は維持もしくは増加の傾向にあるようにお見受けいたします。一方、別府市では同じ期間、約100万人観光宿泊客数が減少しております。箱根や湯布院そして別府も共通する経済危機、社会情勢に直面している温泉地でございます。箱根や湯布院が観光宿泊客数を維持できて、別府が少なくとも維持できない理由はございません。確かに箱根は関東に位置し、安定的な観光宿泊客数の獲得が望めるというアクセス面でのメリットはございます。湯布院など、一概に規模の違いから別府と比較はできません。しかしながら、湯布院など特色を生かした観光戦略により、この20年間の間に温泉観光地として発展されてこられたことは事実でございます。

ある民間のホテル予約サイトでは、全国人気温泉地ランキングとして別府温泉が6位の中、1位の箱根温泉に続いて湯布院温泉が2位で紹介されておられます。

伺いますが、今後、行政として別府市にお泊まりになる宿泊観光客数をどのように維持、そして増加していくのか、お考えをお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

ただいまの御質問の中にもございました、いわゆる観光地を取り巻く状況というのが、さまざまな状況がございまして、一概に単純に比較することはできない、難しいというふうに考えております。しかしながら、他都市の誘致施策等の状況、観光客が求める現在のニーズ等について十分に検証・把握いたしまして、別府市において効果的な誘致事業の実施を図りながら、今後もこれまで以上に観光客の増加に向けて取り組んでまいり所存でございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。行政がつくられた観光動態資料を拝見しますと、別府市の宿泊観光客数が減少傾向にある一方で、別府に訪れる日帰り観光客数は、この20年間の間に安定的に維持、そして増加傾向にあるようです。しかしながら、私がここで問題を提起したいのは、日帰りされるお客様お一人が別府で消費される金額が約9,000円に対し、宿泊お客様1人が消費される金額は倍の約2万円という調査結果がございまして。単純な計算で、100万人の観光宿泊客数減少で200億円規模の縮小となるわけがございました。宿泊をされるお客様を維持そして増加することが、別府の経済、そして地域経済浮揚対策であり、結果、市民の皆様の生活の充実にもつながると確信しております。

近年では、別府市の旅館やホテルの経営難など、厳しい状況が報道されております。であるからに、この点を踏まえて、これからも行政の皆様のお支援や、さらなる対策をお願い申し上げます。

次に、外国人観光客の現状についての質問をさせていただきます。

伺いますが、約10年前の平成12年と平成21年度の外国人観光客数の呼び込みの状況をお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

平成12年度の外国人観光客数でございますが、12万5,844人、同様に平成21年度でございますが、16万2,122人、以上になっております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。これまでの皆様方の御尽力も加わり、別府に訪れる外国人観光客数は、約10年前の平成12年と比べ、約12万から約16万人へと増加しております。しかしながら、「国際観光都市別府」と呼ばれながらも、年間の観光客総数約1,200万人のうち、平成21年度の外国人観光客数は約16万人という状況でございます。現在、外国人観光客呼び込み数は全体の約1%から2%にしか及んでい

ないのが実態でございますが、これについての御見解をお聞かせいただけますか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

外国人観光客の動向は、今後、別府市の観光にとりまして非常に重要なものになると考えております。この点につきましては、これまで韓国からの観光客が大きなウェートを占めておりましたが、これに加えまして中国の位置づけというものが、今後大きな意味を持つものと考えております。上海万博での参加によります誘客事業、ビザの解禁に合わせてのエージェントセールス、さらにマスコミの招聘事業などを行っております。この結果、8月には大型国際船にて中国からの多くのお客様をお迎えし、直接的な経済波及効果のみならず別府市の魅力を情報発信できたと信じております。

韓国や台湾につきましても、従来からの活動を強化いたしまして、今後も中国、韓国を中心としたアジア各国、さらには海外に向けての誘客活動を展開してまいりたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。御答弁のように、8月には国際船レジェンド・オブ・ザ・シーズ号にて多くの中国人や海外からのお客様が来られました。具体的な相乗効果今後の課題等は、次回の議会を通して関係各者の意見を含めて改めて質問させていただきます。

私が感じる所、箱根や熱海などのほかの人気温泉地が関東地方に位置し、東京などの人口過密地域に近いというメリットがあるとするならば、別府は九州に位置し、韓国、中国やほかの経済成長が期待されているアジア諸国に近いというメリットがございます。外国人観光客数の約80%を占めるアジアから来るお客様はもちろん、全体の約12%を占めるヨーロッパ圏から来るお客様も視野に入れた国際化こそ、これからの観光都市別府の活性化を促す観光の成長分野であると考えております。今は、まだ約16万人の外国人観光客しか来られておりませんが、これが将来10倍、さらには20倍に拡大していく必要があると思ひますし、別府にはその可能性があると認識しております。なぜならば、国際観光都市別府には大きく二つのメリットがございます。

一つ目は、日本一の医療を持つ温泉資源という、ハード面でのメリットでございます。もちろんアジアから近いというメリットは御案内のとおりですが、外国人観光客数の90%以上も占めているアジア諸国やヨーロッパ圏の地域にも確かに温泉文化はあり、私たちと同じように温泉を楽しむ文化がございます。例えばハンガリーのブタペスト、ドイツのバーデンバーデンなどです。ブタペストの温泉地は、私自身、留学生のときに体験いたしました。強いて温泉の活用の違いを申し上げれば、ブタペストでは、温泉は裸で男女別に入るのではなく、水着を着て男女問わず一緒に入るという習慣でございます。別府では、別府八湯を中心に数多くの泉源がありまして、温泉道などで紹介されているように、ユニークな習慣や文化がございます。独自の温泉文化は残しつつ、外国の温泉文化を取り入れ、水着で男女問わずして入る温泉など、温泉の入浴方法の多様化に対応していくことで、国内の観光客はもちろん、外国人観光客をも呼び込む取り組みにつながるのではないかと、この場をお借りいたしまして御提案をさせていただきます。

そして二つ目に、別府市にいらっしゃる外国人留学生が、人口比率で考えて東京と1位、2位を争うほど多くの国際力を持つ人材がいらっしゃるというソフト面でのメリットでございます。

私は、今後、長期的な観光戦略を考えていく中で、別府市をより国際化することが、市民の生活の活性化につながると考えております。

そこで、次の今後の別府市の国際化というテーマに従って、まず、別府市におられます外国人留学生の現状についてお伺いをしたいと思っております。

国際都市として別府市は、全国でも人口に占める外国人留学生が一番多いと伺っており

ます。理由として、留学生がこの10年間に急増したことが寄与されていると考えますが、外国人留学生の推移についてまずお聞かせいただけますか。

○文化国際課長（是永敏明君） お答えいたします。

市内には別府大学、別府溝部学園短期大学、そして平成12年4月に立命館アジア太平洋大学が開校をいたしました。それで、現在三つの大学がございます。

留学生の推移ですが、平成12年度までは300名弱で推移していましたが、平成12年度、立命館アジア太平洋大学が開学いたしました年は740名、平成13年度から平成14年度が1,500名前後、平成15年度から平成18年度には2,500名前後、そして平成19年度以降は3,500名前後と、ここ十数年で5倍近くの増となっております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。御答弁のように、現在、約3,500人の外国人留学生の方が別府におられ、ここ10年で約5倍増加したという御答弁を伺い、正直驚いております。特にAPUの開校が、別府の国際化に貢献されていることは、大変素晴らしいと考えております。先月、国際船レジェンド・オブ・ザ・シーズ号が4回の寄港をした際には、毎回多数の留学生が浴衣を着て、歓迎のお出迎えや各国の通訳等、大きな役割を果たしていたのを拝見いたしましたし、報道等でも紹介されておりました。私も、外国人留学生は国際都市別府にとって必要不可欠な存在になりつつあると感じております。と同時に、国際化が将来の別府市の活性化のかぎになるのではないかと再認識をいたしました。

伺いますが、そのような中で外国人留学生に対する別府市の取り組みについてお聞かせいただけますか。

○文化国際課長（是永敏明君） お答えいたします。

現在、外国人留学生の知的財産は、文化、観光等さまざまな分野において重要な役割を果たしております。市内各小・中学校で開催しています国際理解教室の講師や国際料理クラブ、国際交流教室などの文化行事やさまざまな観光行事に留学生が活躍をされております。

留学生に対する取り組みでございますが、現在別府市私費外国人留学生奨学金を設け、各大学からの推薦により資格審査を行い、30名の外国人留学生の方々に1年に限り月々2万円の援助を行っているところでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。御案内のように別府市では、30名の留学生に対しお一人月2万円、年間24万円の援助を行い、30名の計720万円の予算を私学海外留学生に対し支援させていただいておるようでございます。市民の皆様方の中には、私たちの税金を海外留学生に使うことに関して疑問に思われる方もいらっしゃるかと思います。しかしながら、国際観光都市別府としての活性化の視点から考えますと、別府市の観光経済対策としても大変重要であると認識しております。なぜならば、今は別府で生活されている外国人留学生の方々が、将来10年後、20年後、経済的にも社会的にも独立されたとき、もし別府市で楽しい思い出をされておられれば、また家族やお子様と御一緒に別府に旅行に来たいと思われると感じるからです。かく言う私も、高校を卒業した後、イギリスに留学をした海外留学生の一人でした。お世話になった思い出は、留学生をまた留学地へ行きたいと思うきっかけになります。ゆえに別府市がされている外国人留学生支援対策は、国際力を持つ人材に投資をするという視点から、長期的に国際観光都市別府の活性化に貢献していくものであると考えております。

また、国が行っております外国人留学生推進方策を調べてみますと、留学生30万人計画というものがございます。この計画は、日本の大学等に海外からの優秀な人材を受け入れることを念頭にまとめられているものでございますが、同時に海外留学を通して国際力を磨き人的ネットワークを形成し、国際的にも通用する日本人学生の育成が目的のように

拝察いたします。現在、国は、長期・短期の日本人海外留学生のための奨学金援助や各大学のすぐれた留学プログラムを支援する取り組みがされておりますが、このような国の日本人海外留学生推進方策に基づき、国際化という視点から現在の日本人海外留学生に対する別府市としての取り組みについてお聞かせいただけますか。

○文化国際課長（是永敏明君） お答えいたします。

日本人学生の海外留学に対する本市の取り組みといたしましては、別府市海外留学奨励金や別府市提携校私費留学生助成金を設けております。別府市民の申請対象者には、5万円を支給しているところでございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。別府市の日本人海外留学奨励金として、対象者には5万円の援助をされておられます。御案内のように、外国人留学生お一人が年間24万円いただけるのに対し、別府の日本人海外留学生はお一人につき1回だけ5万円いただける制度でございます。ここでOECDの2008年度統計を調べてみますと、日本全国で海外に留学されている日本人学生の数は約6万6,000人となっている。2004年の約8万人をピークに、減少傾向にございます。減少の理由の一つとして、経済的な要因があるのかもしれませんが、これから、より多くの観光客を海外から呼び込もうとしている別府市において、将来受け入れ機関や地域の中核となる若い方が、海外留学を通して語学や知識を有することは、別府市の発展へつながる、意味あることと考えております。

国際観光都市別府として日本人海外留学生推進の取り組みは、外国人留学生の受け入れと同様に重要であると認識しております。この点を踏まえていただきまして、ぜひとも別府市におきましても、国の日本人海外留学生推進方策のもと、将来の別府の国際化、そして活性化に向けて人材への積極的な投資に取り組んでいただきたいと切に御要望させていただきます。今回の今後の別府市の国際化についての関連質問を終わります。

次に、観光・健康、そして環境が充実した健康観光都市としての将来の別府というテーマに従って質問をさせていただきます。

浜田市長が掲げます「住んでよし、訪れてよし」という理念のもと、住みよい観光地として別府市民の健康を守る環境づくりは、大変重要な課題であると認識しております。今回は、まず初めに、別府市の小児科医療体制の現状についてお伺いをいたします。

別府市内の小児科医療施設など、医療の現状について、まずお聞かせいただけますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

大分県が5年ごとに実施しております調査では、平成18年度の様況ですけれども、別府市内の小児科医療機関数24、小児科医師数27名で、いずれも減少傾向でございます。しかし、県内の医療施設数及び医師数は、人口10万人に対していずれも全国平均より高く、また県内の医療機関や医師は、大分市、別府市に集中するといった地域的な偏在が見られております。小児医療においても、同様の傾向となっております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。小児科医療機関と小児科医師が全国的に減少傾向にある中で、別府市の子どもを取り巻く医療環境は、医療機関数、医師数ともに全国平均よりも高いことはわかりました。

次に、別府市保健センターに設置しておられます夜間子ども診療について、お伺いをいたします。

現在の夜間子ども診療について、どのように実施されておるのか、お聞かせをいただけますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

夜間子ども診療は、夜間における小児の急病に対する医療の確保といたしまして、別府市医師会、薬剤師会により平成16年度より実施をしております。現在は、昨年12月に

開設いたしました別府市保健センター「湯のまち けんこうパーク」の中において実施しております。365日の毎日、午後7時から11時まで、乳幼児から中学生までを対象として実施しております。利用者の状況でございますが、昨年度同時期と比較いたしますと、毎月平均で100名近くの増加が見られております。これは、広報による効果とともに、保健センター「湯のまち けんこうパーク」が利用しやすい環境であるのではないかと考えております。

また、昨年の受診者のうち5%が県外・国外からの方の御利用となっております。これらの方々におきましても、今後利用しやすい環境となるよう、さらに広報を充実し、安心して受診できるような環境としていきたいと考えております。

- 1番（森 大輔君）ありがとうございます。御案内のように別府市においては、医師会や薬剤師会の皆様の御支援と御理解のもと、夜間の子どもの急病にも対応するために、平成16年から夜間の診療をされていることに、大変ありがたく感じております。しかしながら、御利用者にお話を伺いますと、特に幼児を持つお母様方から不安の声がございます。それは個人差はあるものの、幼児の体調は深夜にかけて急変することが多々あるとお聞きいたしました。ある方は、夜間こども診療があるのは御存じでしたので、保健センターの方に連絡をいたしましたら、夜11時で診療は終了したと聞き、急いで大分市の医療施設まで行かれたそうです。そのときは大事には至らなかったそうですが、「夜間こども診療」という名前だけに、深夜も受け付けているものと考えてしまうケースが多々あるのかなと考えております。

伺いますが、現在、夜間こども診療のほかに子どもの夜間の急病時の対応及びその啓発はどのように行っているのか、お聞かせをいただけますか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君）お答えいたします。

子どもを安心して産み育てる環境の確保として、別府市医師会の協力により夜間こども診療のほかに入院等を必要とする場合の第2次救急医療体制を整備しております。しかし、全国的な医師不足の中、県内の小児救急医療を取り巻く環境は、日に日に厳しさを増しております。このような中で小児救急医療を確保し、重症患者さんの対応が的確に行われるために、子どもの急病時の対応支援策といたしまして、大分県こども救急電話相談事業がございます。休日及び夜間に子どもが病気やけがで心配なときや、病院へ行った方がよいか迷うときなど、看護師が相談に応じております。また、主な症状に対する対処法や急いで受診すべき状況なのかの判断の参考としていただくために、大分県小児科医会が策定いたしました「小児救急ハンドブック」の配布等をいたしております。このハンドブックには、大分県子ども救急電話相談事業のほか、大分医療情報ホットネット、その他お役立ち情報等を掲載しております。急いで受診すべきお子様の受診がおくれるようなことがあってはなりませんので、ぜひ活用していただき、緊急を要する場合や救急対応が必要となった場合には、すぐに受診していただきたいと思っております。

このような啓発につきましては、毎年4月の市報と同時に配布しております健康特集号やホームページにて掲載しております。また、乳幼児健診や育児相談、赤ちゃん訪問などのときにおいて、またその他さまざまな方法や機会をとらえ、啓発に取り組んでおります。

- 1番（森 大輔君）ありがとうございます。夜間こども診療のほかに第2次の救急医療体制があるとお聞きいたしまして、安心をいたしました。子どもが夜間時に急病等で入院を必要とするときには、別府市には2カ所ほど対応できる病院があるそうです。しかしながら、全国的な医師不足の中で、子どもの2次救急医療を取り巻く環境も例外ではなく、本当に重症患者さんの対応が行われるための対応策として、大分県子ども救急電話相談事業が行われております。これは、夜間こども診療所が閉まった夜11時以降でも、お子様の具合が悪くなったときに「#8000番」に電話をかけていただきます。携帯電話か

らでもつながるそうですが、そこで担当者がしばらく様子を見た方がよいのか、またはすぐに受診をした方がよいのか、症状に合わせてアドバイスをしております。ただし、この「#8000番」などの子どもの夜間時の救急医療体制の啓発が、まだまだ情報として行き渡っていないように感じます。ぜひとも今後、情報発信活動の取り組みを積極的にしていただきたいと切にお願いを申し上げます。

次に、予防医学、介護予防の視点からの温泉の活用について伺います。温泉を活用した健康づくり事業の現状について、お聞かせいただけますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

健康づくり推進課では、温泉と運動プログラム研究会を設置して、北浜温泉テルマスにて温泉を活用した水中運動の普及定着による健康の保持増進事業に取り組んでおります。平成13年度より実施をしております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。温泉を活用した水中運動が、北浜温泉テルマスで実施されており、市民の健康づくりの一環になっていることは、大変よくわかりました。

伺いますが、今後の温泉を活用した健康づくりの取り組みについてお聞かせいただけますか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

今年度より普及拡大を目指し、子どもに対しても水中運動を実施する予定としております。また、日常生活の中で継続して取り組むことができるよう、自宅の浴槽や身近な町内にある温泉等においても実践できる水中運動や、肩凝りなど軽い症状の緩和目的のための入浴法など、温泉本来のリラックス効果とともに、心と体の健康づくりとして温泉を活用した施策を現在検討しておりますので、より多くの方が参加し継続できるよう推進していきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。実は温泉は、入浴する以外にも活用方法がございます。それは、皆様も御案内、御存じかと思いますが、温泉を飲む文化であり、飲泉でございます。私の住む近くの観海寺に復興泉という市有区営温泉がございます。この薬師堂のお湯は飲んででも効くと言われ、地域の方から、そして遠くから多くの方が訪れ、お湯をくんで帰っては飲んでおられます。また、鉄輪の地獄蒸し工房でも飲泉がございます。別府だけでなく世界の国々でも温泉を飲む文化はございます。例えばイギリスのバースでは、温泉は入るより飲む文化が進み、温泉を飲むことで健康な体を維持するという習慣がございます。地球上にある11種類の温泉のうち、別府市には10種類もあるという日本一の泉質がございます。この多種多様な温泉資源の活用方法の一つとして、飲泉の効能を研究して、もし有効であれば別府八湯に飲泉ができる施設・設備をつくり、市民の健康増進に役立てたり、または温泉を活用した健康観光戦略として観光客誘致にもつながるのではないかと考えております。

最後に、身体障害者福祉モデル都市としての別府市の取り組みというテーマに従って質問をさせていただきます。

調べてみますと、別府市は昭和48年に厚生労働省から身体障害者福祉モデル都市として指定されて以降、点字カラーブロックや歩道の段差解消、音響つきの信号設置やリフト付きバスの配置などの環境整備をしてこられました。近年では建築物において高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、略してバリアフリー法が新しく2006年より施行されております。

そこで伺いますが、別府市の市営温泉でのバリアフリー化の現状についてお聞かせいただけますか。

○次長兼温泉課長（河野貞祐君） お答えいたします。

現在営業中の市営温泉は、全部で15カ所ございますけれども、このうちバリアフリー化されておりますのが、海門寺、田の湯、浜田の3カ所でございます。それから、一部バリアフリー化箇所では、北浜、堀田、柴石、鉄輪蒸し湯の4カ所というふうになっております。その他8カ所は建設時期それから設置場所、特殊な入浴方法、これは砂湯でございますけれども、以上の理由によりまして対応ができていないというのが状況でございます。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。15カ所ある中、7カ所がバリアフリー化、もしくは一部改善され、残り8カ所は建築や設置条件などで難しいとのことですが、今後の市営温泉のバリアフリー化、もしくはユニバーサルデザイン化について、どのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

ただいま、温泉課長より答弁させていただきましたとおり、まだバリアフリー化に対応できていない施設がございますが、今後の建物の新築や改築等には、平成18年に施行されましたいわゆるバリアフリー法や大分県条例に基づいた、だれもが使いやすい施設にしたいと考えております。また、既存の施設につきましては、手すりの設置等滑りどめの改修などを行い、利用者の安全を確保していきたいと考えております。

○1番（森 大輔君） ありがとうございます。御答弁のように、少なくとも別府市の市営温泉は、だれもが安心して利用できる温泉場を目指していく必要があるかと思えます。例えば、先ほどの御答弁の中に上げられていたように、浜田温泉や海門寺温泉がバリアフリー化されて、新しい温泉地としてオープンをされておりますが、これらの市営温泉には車いすの必要な方のためにと専用の車いすが用意されております。私自身、障がい者の皆様に対しての説明、または知識不足のせいもあり、ある御利用者様にお話をお聞きするまでは、大変便利になっているのかなと考えておりました。しかしながら、ある御利用者様の反応は、私の期待した反応とは全く違いました。例えば海門寺温泉では、車いすで入る際は専用の車いすに乗るか、もしくは御利用者自身の車いすで入る際は、車いすのタイヤをふいて入るようにと指示をされたそうです。車いすを御利用されている方々の多くは、それぞれの体の形に合ったカスタマイズされた車いすに乗っておられ、乗りおり、または乗りなれない既定の車いすに乗ってお風呂に入ることが難しいわけです。そして、もし自前の車いすを御利用する場合は、車いすを乗りおりすることも難しい中、タイヤをふいてくださいと言われたそうです。この時点ですでに合理的配慮に欠けているわけで、せっかくのバリアフリー化も御利用者様によっては、大分弁で言う「要らん世話」になっているのではないかと感じております。もちろん一概には言えず、足の悪い方や高齢者の方など、御利用しやすくなった面もあるかと思えます。今後の市営温泉のバリアフリー化に向けては、ぜひとも当事者や御利用者様からの声や意見をくみ上げることのできる協議会や、または意見交換会など開いて、多様化する障がいのニーズにこたえていける、だれもが安心して御利用できる温泉場の環境の充実に取り組んでいただきたいと思いますとお願いを申し上げます。

最後の質問をさせていただきます。

別府市民にとって市営温泉はもちろんでございますが、最も身近で生活の一部でもある地域の共同浴場、もしくは市有区営温泉や区営区有温泉の今後のバリアフリー化についてはどのようにお考えになられておられるのか、お考えをお聞かせいただけますか。

○次長兼温泉課長（河野貞祐君） お答えいたします。

市有区営温泉や区有区営温泉につきましては、条例上は市費を支弁しない温泉というふうな区別になっておりますので、温泉組合の負担で改修等を行っていただいているというふうな状況でございます。また、新築や改修に利用できる貸付制度や市有区営温泉には、補助制度などの制度がございますので、間接的に支援を行っているというのが状況でございます。

○1番(森 大輔君) ありがとうございます。実は私も車いすの方と数名と一緒に、10号線沿いにある市営区営温泉に入りに行きました。私にとってはごく当たり前の共同温泉に入ることがどれだけ大変か、体験を通して現状の別府市の共同温泉の実態に矛盾を感じてきました。そこは、昔ながらの普通の温泉場でした。視点を変えれば段差の一つ一つが車いすでは障害となり、まだまだバリアフリー化に至っていない共同浴場でございましたが、実は楽しく入ることができました。実際に障がい者の方々が、もっと気軽に共同温泉に入ることのできる環境にするには、ハード面でのバリアフリー化はもちろん必要でございます。ですが、ソフト面でのバリアフリー化がより大切であると感じました。たとえ、ハード面でのバリアフリー化が追いついていない共同温泉においても、お一人お一人の手があれば難なく入ることができました。

多種多様な障害がある中で合理的配慮をしていく余地は、まだまだあるかと思えます。ぜひとも御利用者の意に沿った環境づくりに取り組んでいただけるよう強く御要望させていただきます。今回はここで私の一般質問を終わりたいと思えますが、時間がまだ10分ほど残っておりますので、もしこの件に関して市長の御意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思いますと思っております。

○市長(浜田 博君) きょうは、初めて森議員の初質問をずっと聞かせていただきました。さすがに政治家を目指した意志、鋭い意志の中でしっかり勉強されているなという思い、そしてまた別府を知るためにいろいろ体験をしていい提案をたくさんいただいた、このように思っております。これから期待します。頑張ってください。ありがとうございました。

○1番(森 大輔君) ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。

○副議長(松川章三君) 休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時07分 再開

○副議長(松川章三君) 再開いたします。

○10番(市原隆生君) 最後になりました。よろしく願いいたします。

順番に従って進めていきたいと思えます。

最初に、地域グルメによるまちづくりについてということで質問をさせていただきます。

先ほども1番議員の方から観光について厳しい指摘がありましたけれども、今、この地域グルメということで別府冷麺、別府とり天ということで、別府冷麺はローソンで売っておりますし、別府とり天はセブンイレブンで扱っているというふうにお聞きをしました。私は、先般、岡山県の津山市に行ってまいりまして、B-1グランプリでいい成果を上げているということでありましたので、お話を聞きに行つてまいりました。そういった中でいろいろ感じた点を今回ちょっと質問に上げさせていただきますので、よろしく願いします。

別府市でありますけれども、御当地グルメとして別府冷麺、別府とり天があります。地元独自の食べ物として取り上げたいきさつ、それからこの独自性についてお答えください。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

2巡目国体の開催に当たり、本市の観光宣伝及び観光客誘致活動の一環といたしまして、地域性のある食の売り込みを行うため、平成19年から別府とり天のPRに取り組みました。平成20年度に食観光プロジェクトとして別府とり天マップを作成いたしました。続きまして、別府独自の食文化の掘り起こしを進めていく中で、また地域と比較しまして専門店や飲食店のメニューより冷麺に着目し、平成21年度に別府マップを作成いたしております。

続きまして、オリジナル性といいますか、独自性、ここの部分についての御質問でござ

いますが、まずとり天につきましては、大分県の郷土料理とされておりますが、昭和初期に初めて別府のレストランで提供されたと言われておりまして、別府発祥の食文化として宣伝を行っているところであります。また冷麺につきましては、戦後、旧満州から伝わったとされておまして、現在も専門店で初めさまざまなお店で食べることができまして、別府に根付く食文化として宣伝を行っております。

とり天また冷麺は、もともと別府の料理人の方々の努力や工夫によりまして、その店の固有の味としてアレンジされておまして今に伝えられているようでありまして、他地域で売り出される御当地グルメのような統一した明確な基準、独自性というものはないというふうに認識しております。

○10番(市原隆生君) そうですね、独自性というのが、私も食べてみましたけれども、どうなのかなという思いはしておりました。それで、それぞれ提供している店舗、これは市内にどのぐらいあるのでしょうか。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) 答えいたします。

まず、とり天につきましては、マップ掲載店舗は60店舗ということでございますが、実際には市内のほとんどの飲食店で提供されているものと考えております。また、冷麺につきましても、専門店を中心に34店舗が掲載されておりますが、焼き肉店や定食屋、あるいは居酒屋などさまざまなお店で提供されておまして、全対数は把握できておりません。また、最近、別府冷麺ののぼりを掲げたお店も多数見られるようになりまして、まだまだふえていっているような状況ではないかというふうに思っております。

○10番(市原隆生君) それでは、観光客に対する情報提供、それから利用の状況について教えてください。

○観光まちづくり課長(松永 徹君) 答えいたします。

ことしの3月時点でそれぞれのマップに掲載されているお店22店舗を対象といたしましたアンケート調査の結果では、20代から30代を中心に新規のお客様がふえたという回答をいただいております。昨年実施いたしましたとり天、冷麺の食べ歩き企画でも、完食者55名の方々のうち半数が市外・県外の方々でございまして、福岡県からのリピーターが多かったような結果が残っております。休日等は、各店舗には県外ナンバーの車が多数とまっていることから、全体として観光客の利用もふえているものと思われま。

観光客の方々への情報提供ということでございますが、先ほど申しましたようなマップ、こういったものを随時配布しているというような状況でございます。

○10番(市原隆生君) 先ほども申し上げましたけれども、岡山県津山市に行ってみまして、そこではまちづくりのグループが、地域伝統の料理でB-1グランプリに挑戦をしたわけでありまして。最初は知名度も何もなく、最初の出展では数十万の赤字を出したということでありました。平成21年にグランプリで3位になり、昨年4位。4位といっても、昨年の出展数はその前の年に比べて相当数がふえている。その中で4位というので、3位よりも価値ある4位でありましたということでありました。

そのグループリーダーの方から直接私は話を聞くことができたのですがけれども、津山はホルモンうどんということでやっておりますけれども、これはあくまでもまちづくりが主体でありまして、何でもかんでも手を出さずに、津山でもいろんな郷土料理というものがありますけれども、それでも何でもかんでも手を出さず、ホルモンうどん一本で勝負をする。ほかの団体からも偏ったやり方だというふうに、そういう批判もあるわけでありましてけれども、そこはまちづくりグループとして行政からの補助金を一切受けないでやってきた。だから、そういった批判もかわすことができましたということでありました。

そこで、別府市の今地域グルメとして別府冷麺、別府とり天がありますけれども、別府の取り組み、活動というのはどのように今なっているか、お尋ねします。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

とり天や冷麺の周知や普及に取り組むのに当たりまして、市民の有志の方々にとり天Bメン、冷麺団として店舗の調査や取材の対応、マップの製作、イベントの出演、さらにはブログ、ツイッターなどを使いました情報発信などを行っていただいております。しかしながら、ほとんどの方々が食品関係以外の仕事を持たれていることもございまして、組織立ったものにはなっていないのが現状でございます。しかしながら、温泉やレジャー施設、スポーツ施設、コンベンション施設等に加えまして、食は観光の重要な要素というふうに考えております。市民、事業者の力をお借りしながら、継続して情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 津山のグループリーダーの方からお聞きをした中に、とにかく公のお金をかけないことが第一の成功の秘訣だったというふうにお聞きをしました。また、その一方で、そういう郷土の有名になった料理を利用して、観光客誘致のために専門店数店を1カ所に集めた、ホルモンうどんというのは鉄板で焼くわけですから、鉄板村というものも今、補助金を申請しながら進めているところ。まだそういうゴーサインが出なくて、今、申請をしている段階ですということでありましたけれども、一方でそういう動きもしているということでありました。

別府におきまして、そういう冷麺、とり天に対する誘客する施設というものはできないかというふうに思うのですが、その店はいかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

御当地グルメが集中いたしました施設は、よく知られているのが広島のお好み村、こういったものになるのかなと思いますが、観光客に対しまして御当地グルメの情報発信をして、わかりやすい観光スポットとして集客には大変有効なものであろうかというふうに考えております。一方、長年にわたりまして独自の味を追求してきましたとり天や冷麺のお店を探しながらまち歩きをしていただきまして、自分の好みに合ったお店を見つけ、さらに別府の新しい魅力を発見していただくことも旅の楽しみの一つであろうかというふうに思っております。特にこれまで地元の人しか行かなかったお店、地域に観光客の皆さんが足を運ぶようになることで新たな交流人口の増加、そして別府本来の地域性などを観光客の皆さんに知っていただく機会にもなるのではないかと考えております。

○10番（市原隆生君） 地域グルメを生かした取り組みというのは、単に料理の知名度、売り上げを上げるということだけではなくて、まちづくりという観点から取り組んで成功したという事例であったというふうに思います。

この別府とり天また冷麺、別府市の全体のイメージにつなげていくことが重要だというふうに思っているのですが、これはお話を聞く中で、やはり単にお金を使う、お金を支援するということが限界があるかというふうに思っていますし、やはりそこにお金を使わないことで人材育成ということが重要なのだなということを感じてまいりました。

きのうも首藤議員の方から1%観光だということで厳しい指摘がございましたし、大分県にしてみましても、全国47都道府県中最下位の、観光に関するお金の出し方だというふうに聞いておりました。この辺の問題点もあるかと思っておりますけれども、やはりこういうまちづくりに関して人材を育てるということで、そのいろいろなイベントにお金を使うのではなくて、人材を育てるという観点から今度このまちづくりの取り組みをしていただきたい。

きのうも4番議員の質疑の中で、まちづくりは人づくりだということで当局の方から答弁がありましたけれども、まさにそのとおりだと思いますし、これは机の上でできない、やはり汗をかく中でしかできないことではないかなというふうに思います。お金の使い方というのも、その辺の考えを持っていただいて進めていただきたいなというふうに思いま

す。その点いかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

食観光推進事業は、観光における重要なコンテンツとなりますグルメ、それも地域性のあるものを取り入れることで、温泉プラスアルファの魅力をつくりまして、別府へ来ていただくためのきっかけとするためのものであります。そのためには、今御指摘のありましたように、別府市全体としてのブランドづくりが必要でございまして、そのような意識のもとで取り組む人材が重要であると認識しております。今後、事業者の方々にも御協力をいただく中で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） よろしく願いいたします。

次に、エネルギービジョンについてということで質問をさせていただきます。

東日本の震災で全国でエネルギーの使用を抑えるために、さまざまな工夫をしながら取り組みをしているというふうに聞いておりますし、別府市においても冷房の設定温度を上げたりということ而努力をいただいていると思います。これは、今、目標を持ってやっているのかどうか。いかがでしょうか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本年6月13日より、前年度対比で15%の電気使用量を削減することを目標に、冷房温度を28度に設定すること、またエレベーター2基の運転停止、事務室等の照明を間引くなど、14項目の節減の取り組みを現在実施しているところであります。

ちなみに実施結果でございしますが、前年同月を率で比較しますと、6月、これは中途になります。6月につきましては11.4%、7月につきましては15.4%、8月につきましては8.2%の電気使用量の削減となっております。

○10番（市原隆生君） ありがとうございます。かなり頑張っている部分もあるし、また目標をクリアできなかったところもあるということですね。

そこで、エネルギーの使用や節約、この目標を定めるもととなる考え方。いわゆるエネルギービジョンというふうにして頑張っている自治体もあるようでありますけれども、こういうエネルギー至上節約に対するもととなる考え方、これは策定しているのかどうか。いかがでしょうか。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

別府市におきましては、別府市地域全体のエネルギー使用量を算定することが難しいため、市がみずから率先して取り組むものとして、市の施設で排出される温室効果ガスの削減目標を定めた率先実行計画がございまして、これは現在、第2次計画を進行中であります。計画年度としましては、平成20年度から平成24年度まで、最終年度において6%の温室効果ガスの削減を目標に鋭意進めておるところでございまして。

エネルギービジョンという部分につきましては、現在策定してございません。

○10番（市原隆生君） わかりました。震災以降、特に電力について、その供給については今までどおりにはいかないであろう、いかなくなるであろうというふうにも予想されるわけでありましてけれども、今後、エネルギーに対する考え方、取り組み方を明確にしまして、行政の側からの努力はもちろんでありますけれども、市民に対する協力を求めていかなければならないのかなというふうにも思います。

ホームページなどでもいろいろ市民に対する節電などの呼びかけをしているようでありますけれども、私は先般、茨木市に行ったときに、「省エネナビ」という機械を用いながら、これを20基貸し出しをして、それぞれの家庭で省エネ、節電に対して意識を持っていただくという事業をやっておりました。経過は、7月1日からの計算ということになっておりましたので、まだまだ結果などは全然出ていなかったのですけれども、今お願いをしているところです。これは3万円ぐらいの機械で、各家庭でブレーカーのところにコードを

セットしながら、一番家の中での居間などにモニター部分を置いて、前年度比、例えば10%削減したいということであれば、1日の使用量を換算してくれるすぐれものみたいですね。夕方近くになりますと、昼までに使った電力使用量を計算しまして、このまま使い続けると1日の目標がクリアできませんよというような警告を出してくれるものだと思います。これは関東あたりではかなり使用されているということでありました。私が行ったのは大阪の茨木でありますけれども、関東あたりではかなり前からこういったものを使って各家庭で住民に対する節電の呼びかけをしているみたいですよということでありました。

こういったもの、これは今いいということではないのですけれども、こういったものを利用しながら、例えば今コンポスターなんかは補助金を出してあっせんをしているのですけれども、こういったもの、省エネなりなどをそういったものを対象にさせていただきながら、市民に対する節電の呼びかけをしていくということもできるのではないかと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

別府市におきましても、以前、電気製品で使用される電気量から二酸化炭素排出量を表示するCO₂モニターの貸し出しを募集したことがございます。ただ、その当時、よい成果が得られなかったという例もございます。現在、大分県のホームページで、電気だけでなく燃料なども総括的に二酸化炭素排出量を割り出せる環境家計簿や家庭エコ診断員が戸別訪問し、無料でエコ診断、省エネアドバイス等を行う無料家庭エコ診断の募集をしております。別府市といたしましては、この活用促進を図り、市のホームページでの紹介だけでなく、広報紙等によって広く市民に呼びかけ、省エネ意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 本当にこの震災以降、電力の供給量というのが、今までどおりにはいかないのではないかとというふうに大変心配をされているところでありますので、そういった啓発も積極的にやっていただきたいということをお願いしまして、次に移らせていただきます。

次に、教育行政についてということで、児童・生徒の安全について。

これは、学校の外からいきたいと思いますけれども、学校の外で子どもたちの安全を守るために地域と保護者が連携することが大変重要だというふうに思っていますけれども、保護者については近年共働き世帯が多くて、地域の行事にもなかなか参加できない。保護者が出ないのにどうして我々だけがというふうなことで、地域との良好な関係がなかなか築けていけないというのが、実情としてあるわけでありまして。また、そのようなすき間に乗じて不審者などの働き、動きが盛んになってきます。そして、そこから、以前はよくあいさつをしていたけれども、最近子どもがあいさつをしなくなったという声もよく聞くわけでありまして。これは知らない人を見て、余り取り合うなよというようなことで家で話をするのでいたし方がないのかなというふうにも思っておりますけれども、あいさつと学力向上について学ぶ機会がありまして、子どもが元気いっぱいあいさつができるという環境を取り戻さなければならないなというふうにも感じております。

先日、高槻市にお邪魔をしまして、そこでは地域と保護者の連携が円滑にいくようにということで、学校の中に常時意見交換のためのスペースが確保されているということでありました。今、市内でスクールガードリーダーを配置していただいているわけでありましてけれども、保護者と地域が意見交換をすることも特にないというふうに思っていますし、地域と保護者、そして学校がもっと安全対策について連携できるように支援策はないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課参事（永井宏道君） お答えいたします。

議員お尋ねの安全にかかわる関係機関との連携ということでございますが、現在、警察と学校それから地域の連携につきましては、小学校・交番セーフティネットワークというものがございます。これにつきましては、非行の低年齢化や規範意識の希薄化、また園児・児童に対する不審者や変質者による被害が、全国的に社会問題になっており、本市でも同様の事例が起こっておりますことから、園児・児童の規範意識の向上や安全確保に向けて、学校と交番が連携強化を図ることを目的として平成16年に発足し、本年度で8年目を迎えております。参加者及び活動内容ですが、各交番ブロックの小学校、例えば亀川交番ブロックであれば亀川小学校、上人小学校、春木川小学校と亀川の交番署員というような形で、基本的には交番と学校関係者を主なメンバーとして不審者対策、児童の問題行動の現状報告等を年2回から3回程度行うようになっております。

なお、内容によりましては、スクールガードリーダー、それからPTA関係者、自治会関係者等の参加を要請し、対策協議を行っております。また、その協議の中から必要に応じて園児・児童の規範意識の向上を目的とした防犯教室、交通安全教室の実施、また、園児・児童の安全確保に関するパトロールや集会での講話等、諸活動の実施も行っております。

○10番（市原隆生君） 今の答弁はちょっと違いますよ、僕の聞いたこととは。ただ、交番が入るということで、この後で聞こうとしていることに入るのですけれども、地域とどう連携をしていただけるかということの問いなので、今の答弁はちょっと違うと思います。

今、北部で言えば亀川、上人、春木と交番ということでありました。そこで、私は地域を結びつけていただきたいという思いがあってこの質問を入れたのでありますけれども、あと、もう答弁は結構ですけれども、そこはきちっとやっていただきたいと思います。学校と交番、警察関係だけではなくて、そこにきちっと地域を入れていただきたいという思いでこれを入れましたので、よろしくお願いします。

もう一つは、学校内の心配でありますけれども、現在、これはおとといですか、2番議員の方から指摘がありまして、課長の答弁というのは、いきいきプランまたスクールサポートですか、こういうのを使って60人今配置をしている。大変な中で頑張っているということでありました。来年度、この事業が切れるので心配だという答弁でありましたけれども、この課長の答弁を聞きながら、私は市長のお顔をずっと見ていたのですけれども、大変で、頑張っているのだなということ聞いておられたというふうに思います。

私がきょう申し上げたいのは、本当の問題というのはそこではなくて、違うところにある。今、大変な状況になっているということを経理には理解をしていただきたいなというふうに思っております。先日の課長の答弁の中で、学習障がい等ある子が特別支援学級で今多くの、60名という補助をつけて頑張っているということでありましたけれども、実際そこではなくて、今こういった障がいのある子、これはだれが悪いということではないのですけれども、保護者、親の思いとして、できたら普通学級でお願いしたいという思いがあって、それは学校ではお断りできないし、どうぞということで受け入れをしているわけでありまして。その中で指摘がありましたけれども、今6.3%という学習障がい、発達障がいという子がある中で、例えば300人規模の学校であれば19人ぐらいの方が大方こうであろうという統計でありましたけれども、今、その数字、もう僕は上回っているのではないかなというふうに思っております。今はどこの学校に行っていたとしてもいいと思うのですけれども、ちょっと見るとわからないのですね。本当に集中して頑張っているときもあるし、どこが違うのというふうに、一見して疑って、そういう学習障害があるのですよ、発達障害があるのですよと言われてもすぐにはわからないことがあります。けれども、何かのきっかけで、もういすに座っていられなくなって、教室を飛び出して、例えば中庭を走り回ったり、そして今、人数が足りないという中で、本当に教頭、校長まで

が職員室にいません。本当にそういう子どもを追いかけているという意味ですね。その子のために手を取られている。

そして、学校の中で走り回っているうちはいいのですけれども、いつやはり学校の外に飛び出すかわからない。学校の、例えば小学校の中で今、門がついているところというのは、どこか御存じですか。1カ所しかないのですね。これは南小学校だけなのです。あとはほとんど鎖をやっている程度で、だれでもちょっとまたげば外に出られるような状況です。そういった中で現場では本当に苦勞して、走り回って本当に疲れているというふうに思います、先生方は。そういったところを教育委員会の方はもうわかっていると思うのです。現状というのは嫌というほど聞かされている。ここでは解決できないというふうに私は思っておりまして、教育の問題ではありますけれども、あえてこちらを市長、副市長に私はお願いをしたいというふうに思いますし、ぜひとも市長が学校現場で教鞭をとられていた時代とは違うのですね。ぜひとも現場を見ていただきたいというふうに思います。そして、今本当に手を打っておかないと大変なことになる。本当に飛び出して交通事故にでも遭ったら、これは大問題でありますし、そこで何が必要なのか。そこで手を打てなかったということで本当に問題になるのではないかというふうに考えております。この点について御意見をお聞きしたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、1人の担任では非常に御指導とか御支援する状況が難しい生徒が増加しているのは事実でございます。一人一人の障害の程度に応じて教育支援員を今23名配置しておりますけれども、なかなか安心・安全な教室経営、あるいは学校経営に非常にまだ十分でないという状況がございます。ぜひ関係機関と相談しながら、一人一人の子どものニーズに応じて、本当に子どもたちが安心して過ごせる学校づくりに全身全霊をかけて頑張っていきたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

ありがとうございます。今、子どもを思うあなたの気持ちは、本当に切々と伝わってまいりました。私の教員時代といいますと、先ほどお話がありましたようにもう30数年前ですから、全く事情は変わっております。御案内のとおりです。10年ぐらい前から小学校1、2年生は多動性の多い子どもですね、今言われたように飛び出ていく子ども。学級崩壊が起こっていく状況が出ておりました。そういう状況の中で、私はいち早く市長会に30人学級を打ち上げた一人でございます。今、1年生、2年生までは拡大できておりますが、そういう思いから学級集団と生活集団が同じではないといけないという信念で私は30人学級を打ち上げたわけでございます。ただ、今そういう状況が10年前と、まだまだもっと激しくなっている状況を、私も実態を聞いております。子どもの安全というのは、昔も今も何よりも一番に重要視しなくてはならないと私も認識をいたしております。とりわけ、先ほど来御提言がありましたように、特別に支援が必要な児童・生徒、そういった生徒への教育支援員の配置事業という形で、いきいきプランという形で学校いきいきプラン、別府市単費の事業でいち早く、このことは大分県の中でもいち早く私は実施をしていただいた、このように感じております。

議員御指摘のとおり、まだまだ十分ではないと思います。今、23名の支援員を配置させていただいておりますが、教育長が答弁したとおり、必要性は十分に感じておりますので、教育委員会と市長部局でしっかり協議をして、今後もこの人的支援に対しては充実をしっかり努めていきたい、このように思っております。ありがとうございます。

○10番（市原隆生君） 今やっただいていいるいきいき、またスクールサポーター、これはもちろん現場ではありがたい支援ですし、ただ、それでも今足りないという状況です。来年度なくなるかもしれないというような話がありましたけれども、現場では考えられな

いというか、とんでもないという話だと思います。これは本当に市長でも副市長でも現場を見ていただきたいというふうに思います。いかに急を要するのか。今60名配置していただいていますけれども、本当に足りないのだな、これでも足りないというふうに見ただけ。どこでも構わないと思います、学校は。本当に大変です、現場は。これはぜひ市長、副市長、見ていただきたい、こっちにお願いしたいというふうに思います。ぜひ一度見ていただいて現場はどうなのか判断をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

続いて、柔道の授業についてさせていただきます。

来年度から柔道の授業が必修となるということでありましたけれども、これは国の法律で武道の教育を取り入れるということでありました。経緯については、先日お聞きをしましたので、いいかと思うのですけれども、これ、それぞれの学年で年間何時間授業をするのかお尋ねをします。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えをします。

第1学年約10時間、第2学年約10時間で、実はほかにも必修の科目がございますので、多くはないということになります。それから、3年生になりまして、球技との選択制であります。

○10番（市原隆生君） 球技との選択ということは、10時間することもあるけれども、ゼロか10かということですか。年間、では30時間……。2学年は選択ですか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えします。

1年、2年生では必修であります。

○10番（市原隆生君） 1年、2年で必修で約20時間、それから3年生でもしも球技を選択すれば、3年生のときにはこれを履修しない、ゼロということであります。20時間、中学に通っている間で20時間大方するのではないかな。柔道部が今市内であるということとはたぶんないのではないかなというふうに思うのですけれども、畳もありませんので、ただ今回、畳も体育館の中へ入れてこの授業を行うということでありました。

まず一つ。これはちょっといかなものかなというふうに思うのは、このけいこ着が必要になってくるわけですが、これ、大体1着幾らぐらいだと思いますか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

インターネット等で見ると、具体的に言いますと4,000円、5,000円というようなものもありますし、実はトライアルで見てみますと3,000円台というのもございますし、高いものは立派な高額なものもございます。

○10番（市原隆生君） 一般で5,000円ぐらいというふうに聞いておりますし、トライアルで買われるかどうかというのは別として、5,000円。そして、年間10時間程度、週に1回もやらないということですよ、10時間ということは。2年間履修、これは必修でいっても20時間。常時使わないもので、これはたぶん2年間、私は球技と選択だというふうに言われたら、柔道を選択する人というのがいるのだろうかという心配が非常にあります。私も柔道をしておりましたけれども、たぶんいないのではないかな。そうしたら、20時間程度使うので、本当に出費が大変なとき、例えば中学校に入学するという前に、大体お聞きしましたら、今、夏服はちょっと時期がずれるわけですが、そういうのも全部入れるとやっぱり七、八万、9万ぐらい大方かかるというふうに聞きました。その上、さらに柔道着、けいこ着も買ってくださいという。使うのはどのぐらいかという年間10時間、よく使って、僕はこのままいくと20時間使ったらいいのかなという気がしているわけでありまして、そういった余り使わないものについてかなりまた出費がかかっている上にもう少しこの出費を求めるといのはいかなものかというふうに思うわけですが、この辺のけいこ着をそれぞれ持たせるという中で、何かい

いお考えはないかというふうに思うのですけれども、そこはいかがですかね。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

経緯につきましては、中学校の保健体育科主任会、体育部会、それから中学校長会を中心に、我々と連携をとりながら協議を重ねてきた一つで、経済負担から考えれば本当に大きな課題であるにとらえており、今後もそこについては検討をしまっているというふうにしてあります。

○10番（市原隆生君） 検討を、本当にしてください。まだ半年ありますので、少しでも出費が抑えられるように、本当に中学校は大変なのですよ、制服をそろえるだけで。その上にまだけいこ着を買ってください、必修で使うからといって10時間程度しか使わないというのは、これはあんまりだと思います。よろしくをお願いします。

それで、この前お話を聞いたときに、2年生に関して、もう2年生はもちろん来年度から必修が始まるわけですけれども、買わなくてもいい、買ったって買わなくてもいいということもお聞きしました。そして、どういうことですかと聞くと、相手と組み合わない形で授業を進めるという方法をとることも可能ですということでもあります。これはどういうことですか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） そのお答えができないところが非常に申しわけないのですが、現場の体育の教員に聞きますと、県主催の講習会などに出て行って、そこで文科省が求めている伝統や文化、つまり若者が忘れようとしてしまっている礼儀とか作法とか、当然柔道ですから受け身、それからけがをしないような安全策等の授業をしていく。そうしたときに議員御指摘の、柔道は組まなくてどこが柔道かと言われるところは確かにございますが、そういう基本的なところを中心に置いて行っていくので、体操着を着ない場合もあるということを知っております。

○10番（市原隆生君） そうです、組まないで柔道という格闘技をどうしてやるのか。礼儀や作法を教えるのだったら、僕は柔道でなくてもいいのではないかなというふうに思います。礼儀、伝統、それを教えるということであれば、私はあえてこの危険な柔道を選ばなくてもよかったのではないかな。ただ、選んだという中で、格闘技を選んだということの中で、やはり柔道は格闘技ですから、相手がないとけいこにならないわけですね。もちろん自分で筋肉を鍛えたりということもできるわけですけれども、幾ら鍛えたかというのは、相手と組んでみないとやっぱりわからない。陸上競技なんかは、自分で鍛えた分、競技会なんかですと1位、2位というふうに順番が付きましますけれども、タイムが短くなったりとか距離を伸ばしたりということで、自分で自分の成長した部分というのを確認できるわけですけれども、格闘技というのは、相手と組まないといけない。そういったところから相手に対する尊敬の念、これは課長は御存じかどうか、柔道を始めた嘉納治五郎という人が、柔道の理念として「精力善用」「自他共栄」というふうに言われております。自分の力を最大限に伸ばし、これは社会のため広くいいことに用いなさい。それから「自他共栄」というのは、自分だけ一人勝ちはあり得ない。やっぱり他人と一緒に栄えてこそだということを説いているわけですね。そういった理念をこの柔道を通して子どもたちに教える、そういったことで私は今回柔道の授業を取り入れたのではないかというふうに思ったのですけれども、どうもそういうことが、文科省が決めたということの中から何も出てこないというのが、本当に大丈夫かというふうに大変思っているわけです。どうしてこんな危険なスポーツを——格闘技ですから、これは——礼儀と伝統を教えるためだけで取り入れたのかな。やはりその辺のこともきちっとやらないと取り入れた意味がないのではないかなというふうに思うわけでありませう。

そこで、この指導をする人は、どういう人が指導するのでしょうか。お答えください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

当然、市内の中学校の現場の体育の教員が基本であります。と申しますのは、先ほど文科省が示した必修は、球技や武道ということですが、あとダンス、水泳、陸上、機械、体づくり、体育理論というような8領域から成るのですが、当然、現場の体育の教員がすべてに授業をしていくということが基本になっております。ただ、先ほど少し言ったように、県主催の武道の指導者講習会がありました。ほぼ全員が当然行きました。中学校の体育実技講習会というものにも参加をしてきております。それから、12月に別府市内の体育の教員が、柔道の研究授業をします。指導中に予想される事故、その対応の仕方、危険なわざ等について理解を深めます。それから、個々の技能レベルに応じた受け身等ができるための段階別指導方法など、実践的な指導力を高めるために研修を今後も重ねてまいります。ただ、やっぱり専門家ではありませんので、例えば元警察官の柔道をなさっていた方ですとか専門的な方ですとか、柔道の授業への外部指導者としての招聘、こういうこともできないか、そこを視野に入れた検討もしてまいりたいと考えております。

- 10番(市原隆生君) 各地区で今、学校支援ボランティアもやっておりますので、そういったところで本当に警察OBなどでそういう柔道をされていた方をぜひともボランティアとして来ていただけるように、力を入れていただきたいと思っております。

それから、今言われた中で指導中の事故というふうに言われておりましたけれども、指導中に事故というのは考えにくいのかなというふうに私は思います。これは授業に移る前、着がえて畳の上に出てきてふざけるときの一番危ないというふうに思います。ここをきちっと押さえておかないと、かなりここでけがをする人が出るのではないかなというふうに思うのです。きちっと指導する人がいて、けがをするということは少ない。ただ、いないときに柔道着を着て広い畳の上で騒ぐといたらちょっと悪いですがけれども、そういった機会というのは余りないと思っておりますので、そこが一番危ないのではないかな。そこをきちっと注意をして、全国でもやっぱりこの柔道の授業を取り入れた中でけがをしたという報告も先日お聞きしました。やはりけがのないように最大の注意を払っていただきたいなというふうに思います。

この問題を取り上げたときに、きちっとけいこ着も買っていただき、進める中でやはり費用対効果というふうに言われますけれども、やはり各家庭も苦しい中でけいこ着をそろえてこられるわけなので、納得していただけるような対応をお願いしたいなというふうに強く思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので、次の防災についてということでお尋ねをしていきます。

今度の補正の中で電柱での海拔表示ということがありました。どのような形で進めていくのか、まずお尋ねをします。

- 自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

今回、海拔表示の設置ということでございますが、海拔15メートル以下の町内約66町が対象であります。その町内の電柱に海拔表示をしていくように計画しております。

- 10番(市原隆生君) 15メートル以下のところということでありましたので、15メートル以上のところというのは何もないわけなのですかね。海拔表示、もちろん低いところにおられる方というのは大変心配だというふうに思いますし、何かあったときにどの程度まで高いところに行けばいいのか。今、目安としてつけていただくということなのですが、その上に何もないというのは、どうなのですか、やっていない、つかない部分の方が別府市の場合が多いのかなというふうに思うのですが、その上の方はどうなのか、ちょっとお尋ねをします。

- 自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

それ以上の海拔につきましては、現在電柱に設置する計画はございませんので、今年度作成する予定の防災ガイドマップの中に公共施設や避難所の海拔を掲示する予定としてお

ります。それにより皆様方が避難する場所や海拔を確認していただきたいと考えております。

- 10番(市原隆生君) 電柱につけるといふことでかなりきちっとしたもので、なかなかとれにくいとか、長く役に立つ、そういったきちっとしたものを予定していただいているのだというふうに思います。また、余り危険性のないというふうに判断されたところに多くの予算を割いてつけるというのも、なかなか難しいのかなというふうにも思ったところですが、例えば静岡県では、コンビニにお願いをして海拔表示を出すようにしているということでありました。コンビニですから、ガラスに張りつけるのはただのA4サイズのポスターというような形状でもオーケーかなというふうに思います。

この海拔表示については、きちっとその高さをはかって何、何メートルというところまでやるというふうにお聞きをしましたが、安全な高さのところでは市民に、また観光客の方に安心をしていただくという意味でこの海拔表示をするのであれば、何メートル以上、正確な高さをはからなくても、何メートルの表示を超えているので、何メートル以上あるからここは安心ですよというような表示でもいいのではないかとこのように思います。その点いかがでしょうか。

- 企画部参事(福田 茂君) 議員御指摘のように、コンビニエンスストアなどを含めまして、市民や観光客がよく訪れる場所に海拔表示板を設置することが効果があると考えておりますし、その表示の高さにつきましては、測量いたしまして、安全値の方に数値を持っていきたいと思っております。現在その数値についてはコンマ1、例えば2.1、2.5とするのか、それを3メートルにするのか。そこのところはこれから協議をさせていただきたいと思っております。

- 10番(市原隆生君) この海拔表示につきましては、6月議会でも質問させていただきました。市民の方は本当に心配をして、ぜひこれをやってもらいたいという声も何人かの方から聞きましたし、ぜひともやっていただきたい。そして、別府の場合はかなり海拔が高いところもたくさんあるわけですが、そこでもきちっとそういう安心を伝えてくれているなという思いがわかるようにしていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。介護サービスについてでありますけれども、よろしく申し上げます。

障がい者の方が、従来のサービスをずっと受けてこられましたけれども、年を重ねて65歳を超えました。すると、今まで業者、今までのホームヘルパーさんがそのまま来ているにもかかわらずサービスが変わった。今までしてくれていたことをしてもらえなくなったというのですけれども、こういうことがあるのでしょうか。どうでしょうか。

- 高齢者福祉課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

障害者自立支援法に基づき、今まで受けられたサービスにつきましては、その方が65歳となり、介護保険サービスの適用を受けられるようになった後でも、障害者自立支援給付として受けることが可能なサービスもございます。このことにつきましては、障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係についてということで、平成19年3月に厚生労働省から通知をいただいております。したがって、障がいを持つ介護保険適用を受けている方でこのようなお困りのことがございましたら、介護支援専門員と御相談の上、障害福祉課の方に問い合わせをしていただきたいと考えております。

- 10番(市原隆生君) 課長が続けてやりましたね。この窮状を訴えられた方というのは、車いすに乗った方ですが、国の法律でできなくなる部分というのはあるというふうにお聞きをしました。これは厚生労働省のお役人が、むだのない税金の使い方ということで、ここからここまでしかできないというようなことを机の上で考えられたものだというふうに思いますけれども、やはり現場というものがいますから、現場を見ていない方が実際のこととはわからない、私はそういうふうに思います。だから、こういった血の通って

いない内容になってしまう。そして、この別府市、また行政というのも本当に現場そのものでありますから、ここで本当に困ったという声にこたえていただくということで、必要な措置を講じていただいているというふうに思います。

今、課長からも紹介していただきましたけれども、何か困ったときに対応できますよということでもあります。どこまでできるかということは、さまざまあるようでもありますので、その都度相談をさせていただくということにしたいと思っておりますけれども、これも知らない方がやっぱり多いですね。この質問のことについてお尋ねしたときも、すぐにこういうことをやっていますよという内容の答弁もなかったかというふうに思います。市民の皆様にも広くこれを知らせていただきたいというふうに思いますし、このサービスに入っている業者についても、やっぱり別府市以外の業者の方は知らない場合もあるというふうにお聞きをしましたので、その点もきちっと徹底をしていただきたい。別府市ではこういうサービスができるのですよということで、引き続きそういったサービスを受けている方が困らないように、その辺の別府市の事業についてもお知らせ、徹底をしていただきたい。そして、サービスが円滑に受けられるようにしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（湊 博秋君） お答えをいたします。

議員から言われたことにつきましては、別府市の事業所についてはいろんなサービスがございますということで御説明をしておりますけれども、別府市以外の事業所から別府市に入ってきている業者については、その都度対応していきたいと考えております。

ちなみに高齢者福祉課では、介護保険認定の出なかった方や介護認定をお持ちでない方に対する軽度生活援助事業というサービスも実施しております。この事業は、週に1回1時間の支援でございますが、ヘルパーが御家庭を訪問し、料理、洗濯、買い物、掃除等を行っております。また、デイサービスに類するサービスとして生きがい活動支援通所事業を実施しております。これは、体が虚弱で家に閉じこもりがちの方を市内の通所事業所に送迎し、各種サービスを受けることにより、要介護状態になることを予防し、孤立感の解消、自立生活の助長を図ることを目的としたサービスも行っております。

○10番（市原隆生君） 細かいサービスもされているということでありました。大変いいことだなというふうに思いますし、このやり取りをこういうふうに今話をしましたよという、この相談を受けた方にしましたら、大変に喜んでおられました。引き続き現場の方に本当に血の通ったサービスをこれからも続けていただけるようお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川峰生君） これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2により、議第72号平成22年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成22年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第72号は、平成22年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成22年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

何とぞ御審議の上、よろしくをお願いをいたします。

○議長（松川峰生君） 次に、監査委員から、各会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

（監査委員・櫻井美也子君登壇）

○監査委員（櫻井美也子君） ただいま上程されました、議第72号平成22年度別府市一般会計・各特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審

査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成22年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入837億1,078万9,000円、歳出822億900万円で決算されております。

一般会計・各特別会計相互間で行なわれた繰入金、繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入801億4,741万5,000円、歳出786億4,562万6,000円で、歳入歳出差引額は、15億178万9,000円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は1.5%、歳出は2.3%減少いたしております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰越事業に係る繰越財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び特別会計の実質収支の総額は12億4,880万1,000円の黒字となっております。内訳は、一般会計では7億4,417万5,000円、特別会計では5億462万5,000円の黒字となっております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は5億8,897万6,000円黒字となっております。

次に、地方財政統計上統一的に用いられる平成22年度普通会計における財政指標を前年度と比較しますと、経常一般財源等比率は93.8%で0.4ポイント、財政力指数は0.616で0.025ポイント下降しておりますが、経常収支比率は94.7%で、0.2ポイント改善されております。しかし、平成21年度の財政指標を類似団体平均と比較しますと、下回っている財政指標もあることから、今後とも各種財政指標に意を払い、長期的視点に立った財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の内容につきまして概略を申し上げましたが、国内は、東日本大震災という未曾有の大災害からの復興という大変重い命題を抱え、国の財政も大変厳しい状況にあり、地方自治体をめぐる行財政も、また今後一層の厳しさを増していくことが予測されます。

別府市においても、地方税などの一般財源の大きな伸びが見込めない中、災害対策等にも留意しながら、市民の安全と福祉の向上を図っていくためには、さらなる財政の健全化が求められております。今後は、別府市総合計画に定められた成果目標の達成に向け進捗管理を確実に進めるために、22年度に実施した事務改善調査等の結果を踏まえ、定員管理の適正化と事務事業の見直しを図ることにより効率的な行政運営を推進するとともに、予算の効率的な執行と新たな経済対策等に必要な財源の確保に努め、限られた財源の効果的な活用と徹底した歳出の削減に取り組み、中・長期的な視点に立った健全な財政運営を期待するものであります。

終わりに、審査に付された決算諸表は関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成22年度決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております決算審査意見書により、御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、議第72号に対する提案理由の説明及び各会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

○9番（松川章三君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第72号平成22年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成22年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」

と呼ぶ者あり)

○議長(松川峰生君) ただいま、9番松川章三君から、議第72号の決算認定議案は、その内容が広範多岐にわたるところから質疑を終結し、決算特別委員会を設置の上、これに付託し、重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置の上、これに審査を付託することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員に、

2番	三重	忠昭君
9番	松川	章三君
10番	市原	隆生君
15番	平野	文活君
17番	野口	哲男君
20番	永井	正君

以上6名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました方々を決算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました方々を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日16日から21日までの6日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、22日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、明日16日から21日までの6日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、22日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時13分 散会